



平成27年度（2015年度）

学生便覧

静岡大学大学院総合科学技術研究科工学専攻

目 次

第Ⅰ部 浜松キャンパス学生案内

I-1 学生生活の窓口	1
1) 工学部教務係	1
2) 浜松学生事務支援センター	1
3) 窓口受付時間	2
4) 各種の届けや願い出・こんなときはこちらへ	2
I-2 学生生活に必要な事項	8
1) 学生証	8
2) 学籍番号	8
3) 掲示板	9
4) 指導教員	9
5) 学生相談室	10
6) 修学サポート室 (『こみさぽ』)	11
I-3 キャンパス生活の諸注意	12
1) キャンパスの交通規制及び事故処理	12
2) 騒音防止及び美化	13
3) 噫煙と火気の注意	14
4) 落し物と拾得物	14
5) 盗難の防止と届出	14
6) ごみの分別収集	15
7) 学生宛郵便物及び電話取次ぎ	15
8) キャンパス外での諸注意	15
I-4 学生生活のたすけ (福利・厚生)	17
1) 授業料の免除・分納・延納	17
2) 奨学金	18
3) 学生教育研究災害傷害保険	19
4) 学研災付帶賠償責任保険	21
5) アルバイトの紹介	21
6) 下宿・アパートの紹介	22
7) 学生寮 (あかつき寮・あけぼの寮)	22
8) 食堂・売店 (学生会館)	23
9) 佐鳴会館	25

10) 浜松国際交流会館	25
11) 学校学生生徒旅客運賃割引証	25
I－5 課外活動等	27
1) 課外活動のための手続	27
2) 課外活動施設一覧	27
3) 施設の利用方法	28
4) 貸出物品	31
5) 浜松全学部新入生歓迎協議会	32
I－6 キャンパス行事	33
1) 駅伝大会	33
2) テクノフェスタ・IN・浜松	33
3) 静大祭 in 浜松	34
I－7 就職と進学	34
1) 就職の斡旋	34
I－8 各種施設	35
1) 附属図書館浜松分館	35
2) 情報基盤センター（学内共同教育研究施設）	36
3) 工学部次世代ものづくり人材育成センター・工作技術部門	37
4) イノベーション社会連携推進機構	37
I－9 保健と栄養	39
1) 保健センター浜松支援室案内	39
2) 浜松市の夜間・休日救急医療体制	40
3) 食生活の注意	40
4) 応急処置や救命処置	40
I－10 浜松工業会（同窓会）	41
I－11 静岡大学工学部学生後援会	42

第Ⅱ部 工学専攻履修要項

II - 1 履修要項	45
1) 大学院概要	45
2) 履修基準および履修上の注意	46
3) 授業時間	50
4) 教室名	50
5) 定期試験	51
6) 追試験	51
7) 試験・レポートに関する注意事項	51
8) 休講・補講・集中講義	51
9) 静岡理工科大学大学院との単位互換制度	52
10) 他研究科の授業科目の履修	52
11) 他大学院の授業科目の履修	52
12) 連携大学院について	52
13) 教員職員免許状（高等学校教諭専修免許状：工業）取得について	52
14) 大学院生の学部教職科目受講について	53
15) 英語対応授業について	53
16) 副専攻制度について	53
17) 修士論文、特定課題研究の評価基準について	53
II - 2 各コースの紹介	54
1) 理念	54
2) 授業科目	57
II - 3 副専攻の履修について	66

第Ⅲ部 大学院規則、大学院総合科学技術研究科規則 学位規程及び関係法令

静岡大学大学院規則	75
静岡大学大学院総合科学技術研究科規則	91
静岡大学学位規程	95
関係法令	99
浜松キャンパス建物配置図	101

第Ⅰ部 浜松キャンパス学生案内

第Ⅰ部 浜松キャンパス学生案内

I-1 学生生活の窓口

取り扱う事項に応じて以下のように窓口が設けられています。必要に応じて該当する窓口に申し出てください。各係の位置は次ページに示すフロア一平面図及び巻末の浜松キャンパス敷地図を参照ください。

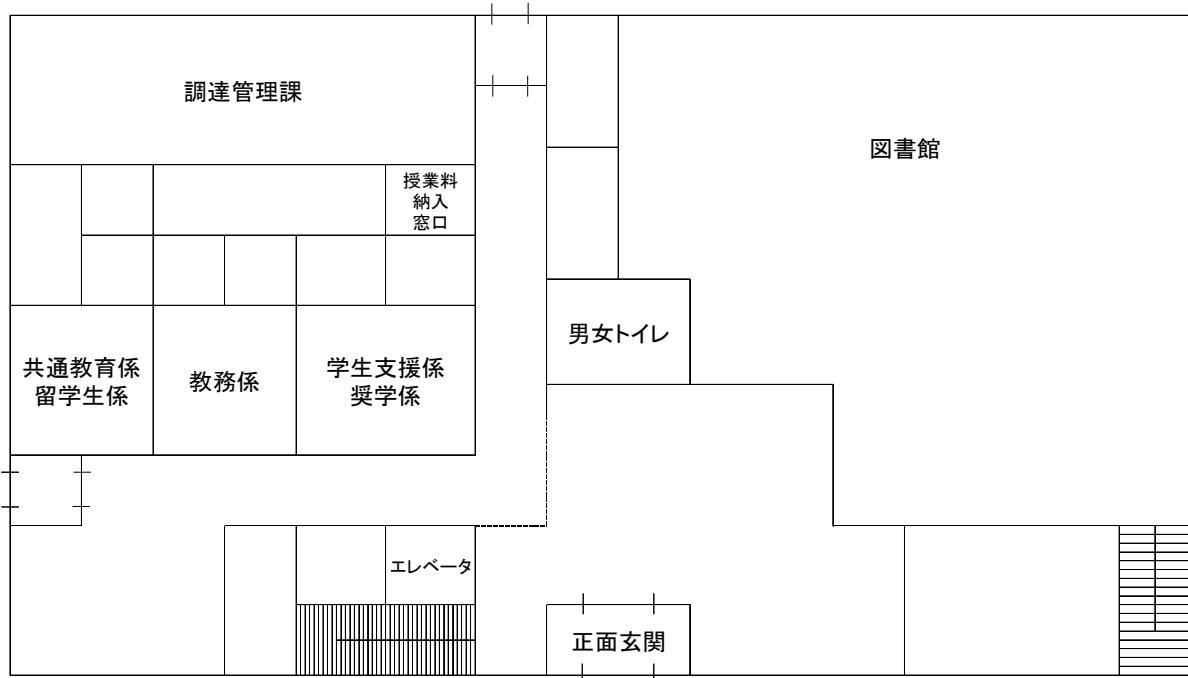
1) 工学部教務係

教務係	<ol style="list-style-type: none">授業・学業成績に関すること入学、退学、転学、休学、復学、修了等に関するこ在学、成績、修了等の各証明書に関するこ学生証、学籍に関するこ研究生、科目等履修生、聴講生に関するこ教員免許状に関するこ入学試験に関するこ
-----	--

2) 浜松学生事務支援センター

留学生係	<ol style="list-style-type: none">留学生の受入れに関するこ留学生の奨学金及び経済援助に関するこ留学生の宿舎に関するこ浜松国際交流会館に関するこその他留学生に関するこ日本人学生の外国派遣に関するこ
奨学係	<ol style="list-style-type: none">奨学金に関するこ授業料等免除及び徴収猶予に関するこ
学生支援係	<ol style="list-style-type: none">学寮に関するこ学生団体、課外活動及びその施設に関するこ学割、通学証明書に関するこ就職斡旋に関するこ学生後援会に関するこ

S-Port1階



3) 窓口受付時間

午前 8時30分～12時30分

午後 1時30分～5時15分

4) 各種の届けや願い出

各種の届けや願い出は、指導教員の了解と認印を受けてから下記の該当する窓口に提出してください。証明書類が必要な場合は、所定の期日までに申し込んでください。当日急に発行を依頼されても応じられません。

諸証明及び諸手続き一覧

〈諸証明〉

名 称	取扱窓口	摘 要
学生団体割引証	学生支援係	クラス・ゼミで団体旅行をするときや、サークルで合宿・遠征をするとき
学校学生生徒旅客運賃割引証		必要とするときは、証明書自動発行機で請求・発行
在学証明書	工学部教務係	必要とするときは、取扱窓口に請求
修了見込証明書		
成績証明書	学生支援係	保険金を保険会社に請求する時
修了証明書		
単位修得証明書		就職・進学を希望する時 体育大会等に出場する時 (2年生は証明書自動発行機で各自請求発行)
学力に関する証明書		
通学証明書		
学生教育研究災害傷害保険金請求書		
学研災付帯賠償責任保険金請求書		
健康に関する証明書	保健センター浜松支援室	

〈諸手続〉

名 称	取扱窓口	摘 要
指導教員票	工学部教務係 工学専攻指導教員	入学後1ヶ月以内に提出のこと
休学願		休学しようとする時
復学願		休学期間が満了した時
退学願		退学しようとする時
転学願		転学を希望する時
転研究科願		転研究科を希望する時
転専攻願		転専攻を希望する時
転コース願		転コースを希望する時
再入学願		再入学を希望する時
受験許可願		他大学院を受験する時
追試験願		追試験を願い出る時
学生証再交付願		学生証を汚損したり、紛失したりした時
保証人変更届		保証人を変更した時
保証人住所変更届		保証人の住所に変更があった時
改姓名届		改姓名したとき
保証人改姓届		保証人が改姓したとき

名 称	取扱窓口	摘 要
授業料免除申請書	学生支援係	毎年4月及び9月
授業料延納申請書		毎年4月
授業料月割分納申請書		行事をしようとする日の10日前まで
日本学生支援機構奨学金申請書		試合、合宿等を学内外で行う時
総合運動場使用許可申請書		毎年5月末日まで
活動届		使用日の3日前まで
試合結果報告書		使用日の3日前まで
課外活動施設長期使用許可願		使用日の3日前まで
課外活動施設使用許可願		掲示しようとする時
課外活動施設時間外使用許可願		設置日の3日前まで
課外活動施設火気使用許可願		貸出物品を借りる3日前まで
掲示物届		行事をしようとする日の10日前まで
立看板設置許可願		学生団体を結成した時(部員名簿を添付)
借用願		同好会を結成した時(会員名簿を添付)
賞状授与願		団体が学外団体へ参加しようとする時
学生団体届		行事をしようとする日の約1週間前
同好会結成届		集会を行う・教室を借用する1週間前
学外団体への参加届		使用開始予定日の2ヶ月前から10日前
行事開催・参加届		使用開始日の1ヶ月前から
集会届・教室借用願		使用日の3日前まで
朝霧施設使用願		使用日の3日前まで
合宿研修施設使用願		使用日の3日前まで
学生会館使用許可願		直ちに届け出る
佐鳴会館使用願		(交通事故・盗難・その他)
施設使用願		
遺失物・拾得物届		
事故報告書		

こんなときはこちらへ

○授業科目の履修方法は ⇒ 工学部教務係

4月上旬に専攻ごとに開催されるガイダンスに必ず出席すること。

○試験を受けるには ⇒ 工学部教務係

4月上旬に開催されるガイダンスに出席するとともに、試験に関する掲示に注意すること。

- ・受験に際しては、学生証を必ず持参すること。

○休学するときは ⇒ 工学部教務係

病気その他やむを得ない理由によって引き続き2か月以上修学できないときは、原則として休学開始希望日の1か月前までに、休学願を上記の窓口に提出して許可を求めるここと。

- ・病気の場合は、医師の診断書と一緒に提出すること。
- ・授業料等未納の場合は、休学できない。
- ・指導教員の認印を受けること。

○復学するときは ⇒ 工学部教務係

休学事由が消滅したときは、原則として復学希望日の1か月前までに、復学願を上記の窓口に提出して許可を求めるここと。

指導教員の認印を受けること。

○退学するときは ⇒ 工学部教務係

病気その他の理由によって退学しようとするときは、原則として退学希望日の1か月前までに、退学願を上記の窓口に提出して許可を求めるここと。

- ・授業料等未納の場合は、退学できない。学期途中で退学する場合も当該学期の全額の授業料を納入することが必要となるので注意すること。(前期：4/1～9/30 後期 10/1～翌年3/31)
- ・指導教員の認印を受けること。

○学生証をなくしたときは ⇒ 工学部教務係

直ちに上記の窓口に申し出て、「学生証再発行・再交付願」を提出すること。

○改姓したとき、保証人に関する事項が変わったときは ⇒ 工学部教務係

保証人が変わったとき、保証人住所が変わったとき、学生本人又は保証人が改姓したときは、その都度、直ちに上記窓口に届け出ること。なお、学生本人の住所・電話番号・メールアドレスが変わったときは、各自で学務情報システムの登録内容を修正すること。

○授業料の免除・延納・月割分納を希望するときは ⇒ 奨学係

授業料の免除・延納・月割分納に関する質問・相談は、上記の窓口へ。

○奨学生を希望するときは ⇒ 奨学係

奨学生に関する質問・相談は、上記の窓口へ。

○通学定期券を購入したいときは ⇒ 学生支援係

通学証明書交付願を上記の窓口に提出し、通学証明書を作成してもらい学生証を見せて受領のうえ、最寄りの乗車駅で購入する。(即時発行はできません。)

○学割証に関する質問は ⇒ 学生支援係

○学割証の交付を受けたいときは ⇒ 証明書自動発行機

学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）の交付を希望するときは、「証明書自動発行機」を利用すること。

- ・学割証は、JR で片道 100km を超えての区間を乗車船するときに利用できる。
- ・有効期間は発行日から 3 ヶ月間で、1 年間 1 人 20 枚、1 回の発行枚数には制限がある。
- ・8 人以上の団体には、学生団体割引がある。（教職員の引率が必要）

○下宿・アパートを探したいときは ⇒ 静岡大学生活協同組合浜松店（学生会館南会館内）

○アルバイトを紹介してほしいときは ⇒ 静岡大学生活協同組合浜松店（学生会館北会館内）

下宿・アパート、アルバイトの案内は、上記の窓口へ。

○学校の物品を借りたいときは ⇒ 学生支援係

学生の課外活動等のために備え付けてある物品を借りたいときは、上記窓口へ借用願を提出すること。その他については、該当物品を管理している窓口へ申し出ること。

○課外活動で大学の施設を使用したいときは ⇒ 学生支援係

大学の施設を使用したいときは、上記の窓口に施設使用願を提出して許可を求めるこ。

○個人的に相談したいことがあるときは⇒指導教員、副指導教員、学生相談室、

学生支援係、工学部教務係、保健センター浜松支援室

学業、進路、適性、日常生活、対人関係、人生観など何でも相談したいことがあつたら、指導教員・学生相談室等を尋ねること。

○学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帶賠償責任保険の加入及び保険金の請求手続は

⇒ 学生支援係

学生が教育研究活動中（正課中・学校行事中・課外活動中・通学途中等やインターンシップ活動中）に不慮の事故によって災害・傷害を被ったときは、保険金が支払われる可能性があるので、上記の窓口へ。

○学内で忘れ物・落とし物をしたときは ⇒ 学生支援係、情報学部学務係

大学構内で忘れ物・落とし物をしたときは、直ちに上記の窓口に届け出ること。

○学内で他人の物を拾ったときは ⇒ 学生支援係、情報学部学務係

大学構内で他人の持物を拾ったときは、直ちに最寄りの上記の窓口に拾得物を届け出ること。

○学内で盗難にあったときは ⇒ 学生支援係

大学構内で盗難にあったときは、交番へ届ける前に、直ちに上記の窓口に届け出ること。

○学内で事故があったときは ⇒ 最寄りの部局（各学部）、守衛室

・けが人がいる場合 (1) 保健センター浜松支援室に連絡する。

(2) 最寄りの部局に連絡する。

・けが人がいない場合は、最寄りの部局に連絡する。

休日、時間外等で最寄り部局に職員がいない場合は守衛室に連絡する。

休日・時間外：内線 1013 外線 053-478-1111

○学外で事故があったときは ⇒ 学生支援係

具体的な状況を上記の窓口に届け出ること。

○けがや病気の治療・相談は ⇒ 保健センター浜松支援室

けがや病気の治療・相談は、保健センター浜松支援室へ。

I – 2 学生生活に必要な事項

ここでは、みなさんが学生生活を送るうえで常に必要になると思われる、基礎的な事項について説明します。

1) 学生証

静岡大学の学生の身分を証明するものが学生証です。入学時に全員に交付されます。学生証は、定期試験を受けるとき、諸証明書、学割証の発行及び通学定期券を購入する際などに必要なものですので、いつでも提示できるよう常に携帯して、汚したり紛失しないように大切に扱ってください。

学生証を破損（汚損）・紛失した時は、速やかに「学生証再発行・再交付願」を工学部教務係に提出してください。（学生証の再発行は、基本的に有償となります。）なお、修了・退学等により大学を離れるときは、教務係に必ず返却してください。

学生証は、IC機能が付加されています。このIC機能を利用して、静岡大学生活協同組合では学内の食堂・売店のレジで学生証をかざすだけで小銭がいらずスピーディーに精算することができる「キャッシュレス」を実施しています。大学としても、このキャッシュレス機能の利用を推奨しております。（キャッシュレス機能の利用には、別途静岡大学生活協同組合に加入するとともに、Tuoカードへの加入及びポストペイ利用の申込みが必要となります。キャッシュレス機能利用に関する照会は、静岡大学生活協同組合にお願いします。）

2) 学籍番号

静岡大学の学生には、本人を示すコード番号として「学籍番号」（学生番号とも言います）が割り当てられています。試験の答案、各種の届け出や申し込みなど、ほとんどの場合に学籍番号が必要です。自分の氏名と同等なものと考えてください。この学籍番号は入学時に割り当てられたものが、原則修了するまで変わりません。また、修了後も大学への問い合わせなどに使用します。

学籍番号はコンピュータ処理のため8桁の数字で表記されます。

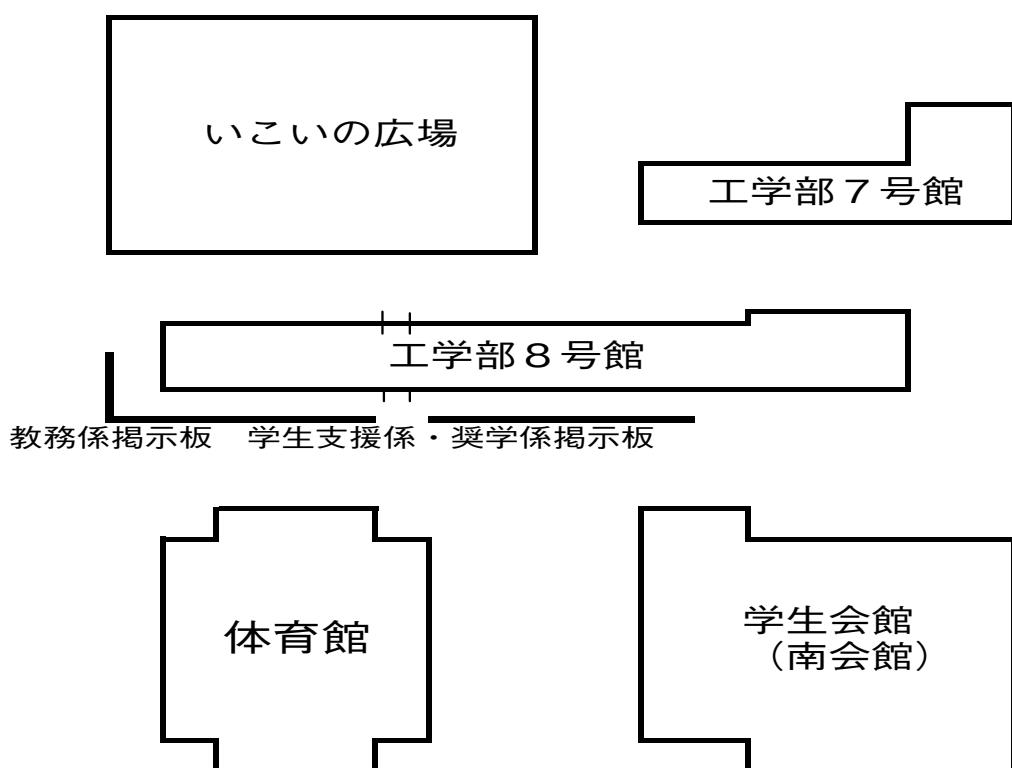
各数字は順に次のことを表しています。（左から「部局別コード」、「入学年度コード」…の順に8桁）

部局別コード	2桁	工学専攻は51
入学年度コード	1桁	入学年（西暦）の下1桁（2015年入学生は5）
学生種別コード	1桁	大学院生は3
コースコード	1桁	大学院生は0
個人コード	3桁	001から始まる番号（ほぼ50音順）

3) 掲示板

試験時間割、休講通知、学生の呼び出し、授業料免除、奨学金募集、課外活動施設等の利用など、大学から学生への連絡の多くは、掲示を通して行われます。次に示すように、共通教育係、工学部教務係、学生支援係・奨学係の各掲示板が体育館と8号館の周辺にあります。みなさんの学生生活と密接なつながりがあります。新しい掲示が次々と出されるので、少なくとも一日に一回は必ず見るよう心がけてください。また、コースの独自の連絡等は、各建物内にある掲示板のみに貼り出される場合も多くあります。こちらも見逃さないよう十分注意してください。

<工学部教務係、共通教育係、学生支援係、奨学係の掲示板の位置>



4) 指導教員

指導教員は、学生生活一般、勉学や日常生活に関することでみなさんが困ったとき、快く相談に応じ、いろいろ助言をしてくれます。勉学や進路の問題、その他日常生活に関する困りごとなど、何でも相談してください。別途、副指導教員も決められます。とにかく何か問題につき当たった時は、一人で悩むことなく、主または副指導教員の研究室を訪ねてください。なお、指導教員とは別の教員との相談を希望する場合は、「学生相談室」の相談員、修学サポート室のコーディネーター又は各コースの学生委員（教員の中で学生指導を専門に行う委員）を訪ねてください。

5) 学生相談室

工学専攻の勉強はなかなかハードです。時にはしんどくなったり、大学に来るのが億劫になるということは誰にでもあることです。そんなとき、あまり自分で抱え込みすぎると動けなくなってしまうことも少なくありません。

学生相談室ではカウンセラー（臨床心理士）とコースの教員が相談にあたります。勉強で、進路で、人間関係でつまづいたとき、迷ったときにぜひご相談ください。

年間およそ100人を越える学生が利用しています。どんなことでもお気軽にご利用ください。

<よくある相談>

- ・講義を休んでしまう、学業や研究に集中できない、単位が取れていない、勉強の仕方がわからない、休学・退学を考えている
- ・再受験、転研究科、転専攻、転研究室を考えている、進学か就職か迷う
- ・気分が落ち込む、やる気が出ない、夜眠れない、イライラする
- ・指導教員、友人、彼氏・彼女、家族とうまくいっていない、研究室の人間関係が難しい
- ・セクシュアル・ハラスメントを受けた、学費が払えない、宗教に勧誘されて困る

<相談室の開室期間>

通常の授業期間です。夏季、冬季、春季の授業のない時は閉室とします。

相談員が出張等でやむを得ず相談を休む場合は、相談室前の案内板でお知らせします。

相談内容	<ul style="list-style-type: none">・単位取得、学業不振、修士論文など学業に関わる問題・転研究科、転専攻、転コース、再受験、就職など進路問題・無気力、うつ気分、自分の性格、不登校など心の問題・友人（恋愛）関係、家族問題など対人関係での問題・アルバイト、ローン、学費など経済問題
相談日	授業期間中の月～金
相談員	カウンセラー（臨床心理士）と浜松キャンパスの各コース教員等が担当します。
学生相談室	工学部7号館3階（エレベーターの隣の部屋）
相談方法	<ul style="list-style-type: none">①開室時間に学生相談室に来てください。面接中の時は、連絡先を書いたメモをポストに入れてください。②電話(053-478-1677太田研究室)または電子メール(ota.yuichi@shizuoka.ac.jp)で予約してください。開室時間以外の予約も可能です。③保健センター浜松支援室(053-478-1012)に連絡して予約してください。
連絡先	太田研究室：053-478-1677 相談室直通電話：053-471-9663 保健センター浜松支援室：053-478-1012

★生命に関わるような緊急の場合を除き、相談の秘密は厳守されます。

★ウェブサイト(<http://www.ipc.shizuoka.ac.jp/~hyoota/index2.html>)にも最新情報が掲載されます。

6) 修学サポート室（『こみさぼ』）

障がいがあるため、またはコミュニケーションが苦手なために、大学で勉強するうえで困難を感じている学生が、他の学生と同じように学び自立できるよう支援します。

<どんな人のため?>

- 身体障害がある人（視覚障害、聴覚・言語障害、肢体不自由、病弱・虚弱など）
- 発達障害と診断された人（自閉症スペクトラム障害、広汎性発達障害、アスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥／多動性障害など）

☆その他、下記に当てはまるかな？と思う人のご相談に応じます。

- ・ 実習や実験などグループワークがうまくやれない。
- ・ 友人をうまく作れない。
- ・ 急な変更があるとどうしていいかわからなくなる。
- ・ 頑張っているのに予定通りに作業をすすめることができない。
- ・ 困ったことがあった時にうまく人に相談できない。
- ・ （思いをうまく伝えられずに）人から誤解されやすい。 などなど

<どんなことをしてくれるの?>

～ 利用者のニーズに合わせて以下のような支援をします。～

- ・ 自分の障害や特性を理解するのを援助し、具体的にどんな支援があれば勉強に支障がなくなるかと一緒に考え実行に移すことをサポート。
- ・ 受講時に具体的な配慮が必要な場合、担当教員への配慮願い文を作成。
- ・ 受講スケジュールや生活リズムを自分で管理できるよう援助。
- ・ 障がいのためノートをとることが困難な人の為に授業内容の要約筆記（ノートテイク／パソコンテイク）の手配をサポート。
- ・ 対人関係やコミュニケーションの力がつくように援助。 などなど

場 所	「学生相談室」 工学部7号館3階
開室時間	月、火、金 9:00～16:00
相談申込方法	①開室時間に直接「学生相談室」を訪ねる。 ②電話（053-471-9663）又はメール（ota.yuko@shizuoka.ac.jp）で予約をとる。

※ ウェブサイトもご覧下さい。

（<http://www.osn.support.shizuoka.ac.jp/wordpress/>）

I – 3 キャンパス生活の諸注意

みなさんの一人一人が、キャンパスライフを快適に送るために、注意してほしい事項について以下に列挙します。

1) キャンパスの交通規制及び事故処理

浜松キャンパスは、浜松市の市街地にあり敷地も狭いため、交通安全と騒音対策が大きな問題になっています。浜松キャンパスでは静岡キャンパスと同様、交通規制を実施していますので、厳守してください。静大生の品位を疑われるような、大学周辺での迷惑駐車（公園、銀行、スーパー等）は絶対にしてはいけません。キャンパスの内外を問わず、交通マナーと安全にはみなさんの自覚・自重が強く望まれます。以下に、キャンパスの交通規制および万が一事故が発生した際の対応について述べます。

◎浜松キャンパスの交通規制

キャンパス内への自動車の乗り入れは原則的に禁止です。通学には徒歩、自転車または公共交通機関を利用し、下記の場合を除き、自動二輪車や原付バイクで通学しないようにしてください。（規則の詳細については巻末の「静岡大学城北地区構内交通規制要項」を参照してください。）

○自動車（四輪車）の乗り入れ

全面乗り入れ禁止です。ただし、身体的な理由等、特別の理由がある者については、城北地区交通対策委員会の許可を得て乗り入れることができます。

※ 許可を受けようとする者は、各コースの交通対策委員に申し出てください。

○自動二輪車及び原付バイク（以下自動二輪車等といいます）の乗り入れ

住居が浜松キャンパスから直線距離で1.0km以上の者で、自動二輪車等による通学を希望する者は、学生支援係に申し出てください。学生支援係で許可された場合には、ステッカーが交付されますので、自動二輪車等の前から良く見える場所に張ってください。なお、収容可能台数を超過した場合は、許可しないことがあります。

○自転車の乗り入れ

各コースの交通対策委員より許可証（ステッカー）の交付を受けた上、所定の出入り口から出入りし、所定の場所に駐輪して下さい。休日や夜間を含め、出入り口と駐輪場との間以外は構内を自転車で通行してはいけません。

○その他の主な規制

①歩行者の通行が最優先されます。

②自動二輪車等を乗り入れる者は、守衛が許可車両であることを確認できるように、また、事故防止のためにも必ず正門守衛室前で一旦停止しなくてはなりません。

- ③構内では、20km/h 以下の速度で走行してください。
- ④車両（自転車を含む）は、必ず学内の所定の駐車場又は駐輪場に置いてください。
- ⑤構内における移動には、車両（自転車を含む。）を使用してはいけません。
- ⑥キャンパス周辺の住民等に迷惑を掛けるような駐車は絶対にしてはいけません。
- ⑦上記の交通規制は、土曜日、日曜日、祝日、国民の休日、休業期間及び昼夜を問わず適用されます。

◎浜松キャンパスの事故処理

学内もしくはその周辺で、交通事故や盗難事故、人の生命、身体の安全を侵す事故が発生し、あなたがその当事者や発見者となった場合、又は、その現場に居合わせた場合に、適切な事故処理が出来るよう次に示す処置と通報を行ってください。

- 状況により救急車を手配するなど、現場での応急措置をとってください。交通事故では、続発事故を避けるための注意が必要です。また、盗難事故等では、状況に応じて現場の保存等の措置が重要となります。
- 下記の場所のうちで連絡のとれる所へ至急連絡を取ってください。その後、学生支援係に必ず連絡するとともに、指導教員に相談してください。公衆電話は、学生会館南会館南側、図書館西側（国際電話も可能）にあり、いずれもテレホンカードが使用できます。

平日昼間	現場近くの教職員 学生支援係（内線：1011、直通：478-1011） 情報学部学務係（内線：1511、直通：478-1511） 守衛室（内線：1013、直通：478-1111）
	<負傷者がいる場合> 保健センター浜松支援室（内線：1012、直通：478-1012）
休日または時間外で 職員が不在の時	守衛室（内線：1013、直通：478-1111）

2) 騒音防止及び美化

大学は、教育機関であるとともに、研究機関でもあります。特に浜松キャンパスでは、夜間や休日にも実験・研究が行われていることがあります。このような環境を守るため、アンプ（マイク・スピーカー）類を使用しての広報、演説、音楽活動等は、他に迷惑のかからない音量で行い、授業のない時間帯でも騒音防止には十分な配慮をしてください。特に音楽系のサークルは音量に注意してください。

大勢の学生が共同利用する大学では、各人が構内の美化に配慮しなければ良好な環境が保てません。空き缶やゴミを教室・リフレッシュスペースなどに放置しないでください。また、印刷物等が校舎内に散乱しないようにつとめ、配布者も印刷物をそのまま放置せず、後始末をするように心がけてください。また、備品（机・椅子等）を大切にし、整頓してください。各サー

ケルの連絡、案内や学生相互間の連絡のための学生専用掲示板が設けてありますから、活用してください。この掲示板以外の場所に貼ってある掲示物は、環境を良好に保つために撤去します。

3) 喫煙と火気の注意

浜松キャンパス内での喫煙及び講義室や廊下での火気の使用は禁止されています。（指定された喫煙場所を除く。）喫煙は、指定された場所でマナーを守ってください。

4) 落し物と拾得物

落し物や忘れ物をしたり、それらを拾得したりした場合は、速やかに学生支援係または情報学部学務係に届け出してください。拾得物は所定の場所に展示してあります。心あたりがあれば申し出てください。なお、名前のない落し物や忘れ物が非常に多いので、特に不特定多数が同じ物を所有する教科書・電子辞書・電卓等は必ず名前・学籍番号を書いてください。持ち主を特定できないと、お渡しできないことがあります。

5) 盗難の防止と届出

貴重品、パソコン、現金、自転車、原付バイク等の盗難が毎年多数発生しています。学内（駐輪場を含む。）で盗難にあったとき、あるいは不審な人物を見つけたときは、直ちに近くの教員、学生支援係または情報学部学務係に届け出してください。

以下に盗難防止の留意事項を列挙します。

- 多額の現金は持ち歩かないように心がけてください。銀行・郵便局等のキャッシュカードを利用するようしましょう。キャッシュコーナーは学生会館入り口に設置しています。下宿先等でも多額の現金を置かないように心がけてください。現金や貴重品は、自分の身から離さないことが大切です。
- パソコン等から目を離さないことが大切です。講義室でのパソコンの盗難が多いので講義室を離れるときは少しの間であってもパソコン等の身の回りの品を必ず持つて出てください。
- 自動二輪車、原付バイク、自転車から離れるときは必ず施錠をするとともに、自動二輪車等にはハンドルロックをし、ヘルメットは車体に取り付け、施錠しておくようにしてください。自動二輪車等、自転車には車体番号が付されていますから、車両ナンバーとともに車体番号も必ず記録しておいてください。

現金自動支払コーナー

学生会館（南会館）玄関脇に、スルガ銀行と静岡銀行共通の ATM（現金自動預払機）、学生会館（北会館）玄関脇にゆうちょ銀行の ATM が設置されています。現金盗難事故防止のためにも ATM の利用をお勧めします。

利用出来る時間は、午前 9 時 30 分から午後 6 時までです。
(土曜と日曜・祝日は利用できません。)

6) ごみの分別収集

可燃ごみの処分については、下記に従ってください。

- 収集日時：月曜日・木曜日の週 2 回 12:00 ~ 12:30 の間
- 集積場所：工学部 2 号館と工学部 5 号館の間にある金網の中
- ごみの出し方：生ごみの袋とその他のごみの袋を別にして透明又は半透明の袋に入れ、研究室名等を明記すること。（基本的に浜松市の「燃えるごみ」の出し方に準じます）

7) 学生宛郵便物及び電話取次ぎ

学生宛郵便物は、下宿あるいは寮宛に直接郵送してください。

学生の電話口への呼出しが、本人へ取り次ぐ方法がありません。家族や知人からの緊急の連絡方法は各自で用意しておいてください。

8) キャンパス外での諸注意

みなさんは大学院生であると同時に、社会や地域を構成する一員でもあります。従って、社会の決まりや地域の取り決めをよく理解し、これを尊重するように努めてください。「学生だから」とか「短期間しか住まない人間だから」というのは甘えです。一人前の社会人としての自覚を持って行動してください。

◎ 下宿生への注意

初めて親元を離れて下宿、アパートなどで生活を始める学生諸君は、社会人 1 年生でもあります。周囲の人たちの中に進んで溶け込んでいけるように努力するとともに、以下のこととに特に注意してください。

- 皆さんが住んでいる地区にはそれぞれ自治会組織があり、地域としてのまとまりを保っています。自治会費の納入、ゴミの処理や分別の方法など、地域ごとの取り決めをよく理解してください。一人位いいだろうという考えが、周りに迷惑をかけることもあります。浜松市のゴミの出し方についてのパンフレットは、学生支援係の窓口に置いてあります。
- 夜間の騒音防止に十分注意してください。特に午後 10 時以降は、学生にとっては普通の行動時間帯でも、一般人には静穏であるべき時間です。大きな音を立ることや、大声で騒ぐことは禁物です。車やオートバイのエンジンのかけ放し、からぶかしなどは絶対にしないでください。
- 不審者（訪問販売含む）による勧誘には気をつけてください。特に女子学生は、自室に女性が住んでいることがわからないよう注意する等の工夫が必要です。

◎ 一般的な注意事項

以下に、一般的な事項として注意すべきことの例を示しますが、要するに学生として、社会人として良識ある行動をとることが求められているということです。

- 交通安全に十分注意して、交通事故防止に努めてください。若者が交通事故を起こす確率は他の年代層より高いとされています。自動車やオートバイ等は現代生活に欠かせない便利な道具ですが、一歩間違えると人生を狂わせるような力を持っています。このことをよく理解した上で有効に利用することが大切です。
- 大学周辺での不法駐車や迷惑駐車は絶対にしないでください。特に、和地山公園や大学周辺のスーパーマーケットおよびコンビニエンスストア等への車両放置は厳禁です。下宿やアパート周辺の不法駐車は、あなたにとって便利でも他人には大迷惑です。
- 女子学生は性犯罪にあわないように特に注意してください。夜間の一人歩き、部屋の鍵のかけ忘れなどに注意してください。
- たばこやゴミを道ばたに投げ捨てるような行動は絶対にしないでください。これらは常識以前の問題です。
- コンピューターの不正アクセスや架空請求など、インターネット関係の犯罪には、加害者にも被害者にもならないように気をつけましょう。
- 二十歳を過ぎて飲酒の機会があっても、未成年者に飲酒させたり、後輩などに飲酒を強要したり、一気飲みのような無理な飲酒をしてはいけません。
- 一度でも違法薬物（危険ドラッグ、麻薬等）に手を出すると、元の体に戻ることはできません。周囲から勧められても絶対に手を出してはいけません。

I – 4 学生生活のたすけ（福利・厚生）

経済的理由により修学が困難であり、かつ学業が良好と認めうる学生に対しては、以下のような支援制度があります。

1) 授業料の免除・分納・延納

授業料は、前期又は後期ごとに、本人の申請にもとづき、選考の上、免除が許可されます。

学業成績が優良と認められた者で、経済的な理由で授業料を納めることが困難な者、または授業料の納期前6ヶ月以内において、学資負担者が死亡、または学生本人もしくは学資負担者が風水害等の災害を受け、授業料を納めるのが困難な者が免除の対象となります。免除される金額はその期の授業料の全額または半額で、例年約13%の学生がこの制度の適用を受けています。授業料免除を申請した者は、その免除の結果が判明するまでは授業料を納付しなくてもよいが、結果が判明し、許可されなかった者、または半額免除が許可された者は、所定の金額を指示された納付期限内に納付することになります。

また、本人の願い出により上記に準ずる特別な事情があると認められた場合、授業料延納（授業料を納付期限までに納付することが困難であるが、その期の終わりまでに納付する）、分納（月割分納）が許可されます。

授業料の免除及び徴収猶予（延納・分納）の申請は、所定の申請書に所得証明書等必要書類を添えて、指定の期日に指定された場所で面談の上、手続きをしてください。手続きの日程等については、掲示によってお知らせしますから注意してください。

<授業料>

区分	納期
前期（4月～9月分）	4月1日～4月30日
後期（10月～翌年3月分）	10月1日～10月31日

※授業料を滞納し、督促してもなお納付しない場合は、除籍される
ので注意してください。

2) 奨学金

(1) 日本学生支援機構

○ 奨学金貸与の種類

種類	第一種	第二種
出願資格	大学・大学院での成績が特に優れ、将来研究者として活動を行い、またはその他の高度の研究能力を備えていると認められる、経済的理由により修学困難な者に貸与します。	優れた学生であって、経済的理由により修学に困難があると認定された者に對して貸与します。
返還時の利息	無利子	有利子（年率上限 3%）
貸与月額	希望により 50,000 円、88,000 円から選択	希望により 5,8,10,13,15 万円から選択

○ 募集時期

第一種奨学金 4月に募集

第二種奨学金 4月に募集

緊急採用（第一種奨学金） 随時募集

応急採用（第二種奨学金） 随時募集

※ 4月中旬に募集があります。詳細については、掲示によってお知らせしますから注意してください。

※緊急採用、応急採用：家計支持者が失職、病気・死亡等又は火災・風水害による被災などで家計が急変した場合（緊急採用は家計急変の発生から1年以内、応急採用は修了予定期間まで）貸与する。

○ 採用後の手続

<異動>

休学、長期欠席、退学、辞退、留学、改氏名、連帯保証人の変更、転居などの異動があった時は速やかに奨学係へ届け出してください。

<奨学金継続願>

毎年1月頃、インターネット入力により「奨学金継続願」を提出し、継続の可否等の適格認定を受けなければなりません。この願出を怠ると奨学生の身分を失いますので注意してください。

<返還>

日本学生支援機構奨学金は、貸与されるもので、返還が必要です。

なお、第一種奨学生のうち、在学中に特に優れた業績を挙げた学生については、日本学生支援機構の定めるところにより奨学金の全額または半額の返還免除が受けられます。工学専攻では、返還免除者の選定は、大学院在学中の『成績』や『研究活動』などを総合的に評価して行います。

この制度により、奨学金を受けた学生のおよそ3割が返還免除（半額・全額を含む）となっています。指導教員とよく相談して、在学中に積極的に国内や英文学術雑誌への投稿、国内や海外の学会でのプレゼンテーションにチャレンジしましょう。なお、静岡大学では、英文学術雑誌への投稿や国際会議での発表を推奨しています。

◎在学届

大学在学中に奨学生であった者は、本専攻に入学後、改めて奨学生に出願するか否かにかかわらず、直ちに「在学届」を奨学係に提出してください。「在学届」を提出することにより本専攻在学中は奨学金の返還が猶予されます。

◎予約採用「採用候補者決定通知」

大学在学中に奨学生採用候補者（予約採用）に採用された学生は、入学後直ちに日本学生支援機構から交付された「採用候補者決定通知」を奨学係へ必ず提出し、奨学係の指示に従ってインターネット入力をしてください。手続きが遅れると採用が取り消される場合があります。

なお、インターネット入力が完了すれば、「在学届」を提出する必要はありません。

(2) その他の奨学金

地方奨学団体や民間奨学団体が多数あります。しかし、日本学生支援機構を除けば、その採用予定数は少数であり、応募者の資格も限られています。なお、募集があればその都度掲示をします。

地方公共団体の奨学金は、都道府県市町村における納税者の子弟を対象としているものが大部分で、募集時期もそれぞれ異なります。希望者は各自で直接その団体や教育委員会等へ問い合わせた上、早目に募集要項及び所定の用紙を準備し、検討しておくことが必要です。これらの奨学団体へ個人で願書を提出する場合でも、大学の推薦書や証明書等を必要とすることが多いので、このようなときは、遅くとも提出する日の2週間前までに必要事項を記入した所定用紙、募集要項等の必要書類を添えて奨学係に申し出てください。

3) 学生教育研究災害傷害保険

この保険は、学生が教育研究活動中（正課中、学校行事中、課外活動中、学校施設内で休憩中）及び通学中（大学の正課・学校行事・課外活動のために自宅と学校施設の間の通学、学校施設と学校施設の間の移動中）に受けた災害・傷害に対し、その程度に応じた保険金が支払われる全国規模の互助共済制度として日本国際教育支援協会が実施しているものです。

「社会人入試」を経て入学した社会人学生の場合は、勤務先を含みます。

この保険には大学として、教育研究活動中、通学中の両方に全員加入いただくことにしております。

保険料は、入学手続時に徴収して、大学から一括納付します。

詳細については、「学生教育研究災害傷害保険のしおり」を参照ください。

教育研究活動中

<保険金が支払われる場合>

対象範囲	内 容
正 課 中	講義、実験・実習、演習または実技による授業を受けている間のほか、次の場合を含む。 ア 指導教員の指示に基づき、修士論文研究または学位論文研究に従事している間 イ 指導教員の指示に基づき、授業の準備もしくは後始末を行っている間、または授業を行う場所・大学の図書館・資料室もしくは語学学習施設において研究活動を行っている間
学 校 行 事 中	大学の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など教育活動の一環としての各種学校行事に参加している間
大 学 施 設 内 に い る 間	授業間の休憩中あるいは昼休み中など、上記以外で大学の施設内にいる間
課 外 活 動 中	キャンパスの内外を問わず学校に届け出た課外活動を行っている間

<保険料> (2,000万円コースの場合)

期 間	金 額
2年間	1,200円

注：2年間で修了できなかった場合、保険責任期間が満了する前に1年分の保険料650円を納入することにより継続ができます。

通学中等傷害危険担保特約（学生教育研究災害傷害保険に加入した者のみ加入できます。）

<保険金が支払われる場合>

内 容
ア 大学の正課・学校行事・課外活動のために自宅と学校施設の間の通学中
イ 学校施設と学校施設の移動中

<保険料>

期 間	金 額
2年間	550円

注：2年間で修了できなかった場合、保険責任期間が満了する前に1年分の保険料350円を納入することにより継続ができます。

注意：この保険において課外活動とは、大学の規則に沿った所定の手続きにより大学の認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動または体育活動をいいます。キャンパス外で行う課外活動は、大学に届け出た活動に限ります。

(保険金の種類と金額)

担保範囲	死亡保険金 事故の日から 180 日以内 に死亡したとき	後遺障害保険金 事故の日から 180 日以内 に後遺障害が生じたとき	医療保険金	入院加算金 (180 日限度)
正課中、学校行事中	2,000 万円	120 万円～3,000 万円	3 千円～30 万円 (治療日数 1 日から対象)	
上記以外で学校施設内にいる間	1,000 万円	60 万円～1,500 万円	3 万円～30 万円 (治療日数 14 日以上が対象)	1 日につき 4,000 円
学校施設外で大学に届け出た課外活動中				
通学中				
学校施設等相互間の移動中	1,000 万円	60 万円～1,500 万円	6 千円～30 万円 (治療日数 4 日以上が対象)	

☆問い合わせ先 工学部学生係

4) 学研災付帶賠償責任保険

この保険は、学生教育災害傷害保険の適用になる正課・学校行事・課外活動・ボランティア活動・インターンシップ・介護体験活動・教育実習とその往復のみを対象とする賠償責任保険です。

<保険金が支払われる場合>

国内外において、学生が、正課・学校行事・課外活動・ボランティア活動・インターンシップ・介護体験活動・教育実習とその往復中で、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより被る法律上の損害賠償を補償します。

具体例

- ①インターンシップ活動中、派遣先の機械を誤操作して他人にケガをさせてしまった。
- ②インターンシップ活動中、派遣先の機械を使用し、誤って壊してしまった。
- ③インターンシップ活動のため、派遣先に自動車で向かう途中で、誤って通行人に接触し、怪我をさせてしまった。
- ④教育実習中、実習先のパソコンを落して破損させてしまった。

<保険料>

期 間	金 額
2 年間	680 円

注：2 年間で修了できなかった場合、保険責任期間が満了する前に 1 年分の保険料 340 円を納入することにより継続ができます。

5) アルバイトの紹介

アルバイト（家庭教師を含む）は、生協北会館で紹介します。

学生が、授業期間中にアルバイトをすることは、どのような仕事であっても決して好ましいことではありません。しかし、アルバイトをしなければ学業を続けていけない学生のために、生協では適切なアルバイトの紹介を行っています。

授業期間中のアルバイトは、学業に相当支障をきたします。したがって、アルバイトをする場合は修学との関係を十分考慮し、成績不振による留年や奨学金の停止等ないよう必要最小限にとどめるようにしてください。

アルバイトの紹介を受けた者は次の事に注意してください。

- ① 求人側への連絡は、速やかに行うこと。
- ② 就業が決定したときは、決められた日時に必ず就業先へ行くこと。なお、その際身分証明となる学生証を携行すること。また、就業期間中は、遅刻したり、無断で休んだりしないこと。やむを得ず遅刻や休みをとりたい場合は、必ず事前に就業先(求人先)へ連絡すること。
- ③ 紹介された家庭教師その他のアルバイトを、就業先に無断で学友その他の人々に譲る等の行為は絶対にしないこと。

紹介しない不適当な職種

危険を伴うもの	(例) 自動車・バイクの運転、プレス・裁断機の操作・ 交通頻繁な路上作業、ツアーや添乗
人体に有害なもの	(例) 農薬・劇薬等の取扱い、高温度・低温度中での作業など
法令に違反するもの	(例) 営利斡旋業者への仲介斡旋
教育的に好ましくないもの	(例) 風俗営業関係、女子の深夜作業、マルチ・ねずみ講商法 (マージャン、パチンコ、ゲームセンター等の遊興施設含む)

6) 下宿・アパートの紹介

下宿・アパートの紹介及び引越業務は生協の「住まいの斡旋（学生会館南会館2階）窓口で取り扱っています。徒歩や自転車で通学できる浜松キャンパスの近くに部屋を探すよう心がけてください。

7) 学生寮（あかつき寮・あけぼの寮）

浜松キャンパスから歩いて約20分のところに男子学生寮の「あかつき寮」と、留学生及び女子学生寮の「あけぼの寮」があります。学寮は、学生に対する経済援助だけでなく、集団生活を通じて社会人としての人間形成に資することを目的としています。（問い合わせ先：学生支援係）

あ か つ き 寮	〒 432-8018 浜松市中区観塚 3-22-1 TEL053-453-0521 大学のグランドに隣接し、近くに佐鳴湖がある閑静な住宅街で環境が良く、スーパーも近い。	鉄筋コンクリート 4 階建て 収容人員 男子のみ 164 名 各室 2 人部屋 1 室 15 m ² 1 人当たり約 4.5 畳	徒歩 20 分 自転車 10 分	寄宿料 6,000 円 食費（2 食） 7,800 円 光熱水料 7,000 円 経常費 500 円 炊飯人件費 1,800 円 合計 23,100 円	自由啓発を寮風に、自主的・民主的な寮生活は「やらまいか精神」の浜松にあって、探究心を培う場ともなっています。寮自治会の運営により、入寮式・寮祭・卒寮式その他レクリエーション行事等が活発に行われ、強い人間関係も築かれています。
あ け ぼ の 寮	〒 432-8018 浜松市中区観塚 3-22-1 TEL053-478-1011 (学生支援係) 大学のグランド及びあかつき寮に隣接し、近くに佐鳴湖がある閑静な住宅街で環境が良く、スーパーも近い。	鉄筋コンクリート 5 階建て 収容人員 日本人女子 46 名 外国人留学生 (男女) 45 名 個室 (1K) 15 m ² (机、椅子、ベッド、トイレ、浴室、ミニキッチン、IH コンロ、冷蔵庫、エアコンの設置あり)	徒歩 20 分 自転車 10 分	寄宿料 15,000 円 (共益費を含む) 光熱水料は各自契約 寮の食事はありません 退去時清掃費 18,900 円	日本人女子学生と留学生が生活を通じて相互理解を深めるための寄宿舎です。1、2 階は留学生男子、3～5 階は留学生女子と日本人女子が入居する個室タイプです。

(注) 寮費の額は、平成 26 年 4 月現在のものです。

8) 食堂・売店（学生会館）

学生会館「南会館」、「北会館」内に、学生・教職員で組織している学内厚生事業団体「静岡大学生活協同組合（浜松店）」が運営する、食堂、喫茶室、購買部があります。組合に加入するための出資金（21,000 円）を納めれば、だれでも組合員価格でのサービスが受けられます。（なお、この出資金は修了の際、返還されます。）

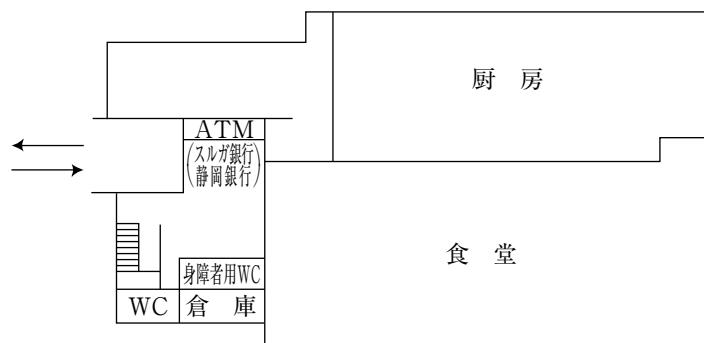
<南会館>

食 堂	営業時間：平日 10：00～19：00 土曜日 11：00～13：00（日、祝日は休業） 座席数：472 席（1F） メニュー：定食、アラカルト、カレー、めん類等
売 店	営業時間 8：20～19：00（土、日、祝日は休業） パン、弁当、飲料、雑誌、日用品、文具など、日常生活で必要な物品の販売を行っています。コピーサービス、下宿・アパートの紹介も行っています。
喫 茶 「エルム」	営業時間：11：00～14：00（土、日、祝日は休業） 座席数：42 席 メニュー：飲物、軽食等

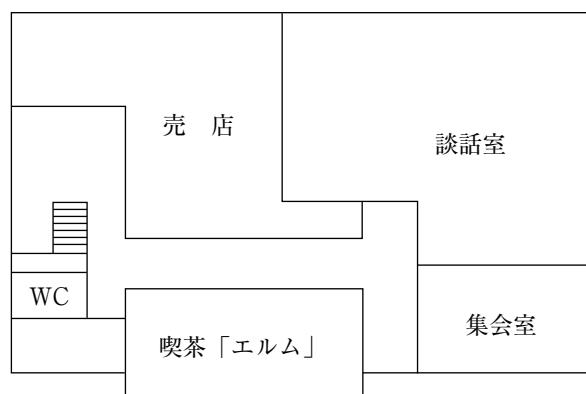
<北会館>

食 堂	営業時間：平日 11：00～15：00（土、日、祝日は休業） 座席数 180 席（1F） メニュー：アラカルト、惣菜、カレー、めん類等をカフェテリア方式で提供。
喫 茶 コーナー	営業時間：平日 11：00～13：00（土、日、祝日は休業） 座席数 50 席 メニュー：飲物、パスタメニュー
購 買	営業時間：平日 9：30～18：00（土、日、祝日は休業） 学生生活に必要な教科書、一般書籍、文房具のほか、学内で使用するコンピューターの販売及びサポート、旅行事業などのサービスを提供しています。

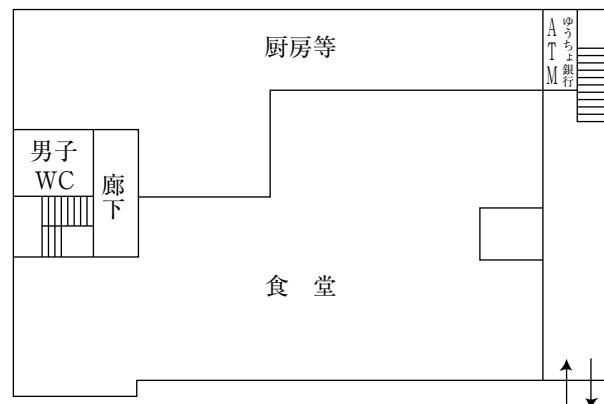
〈学生会館南会館 1階 平面図〉



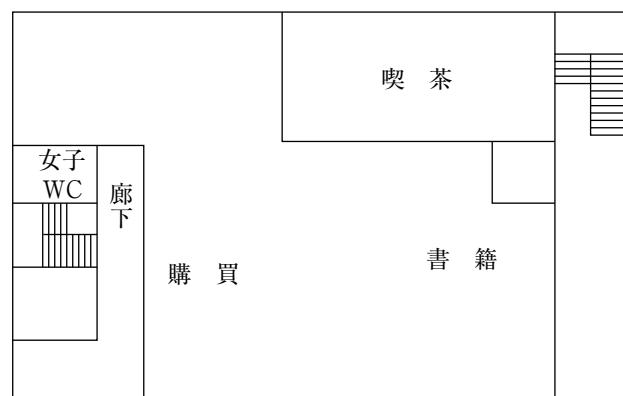
〈南会館2階 平面図〉



〈北会館1階 平面図〉



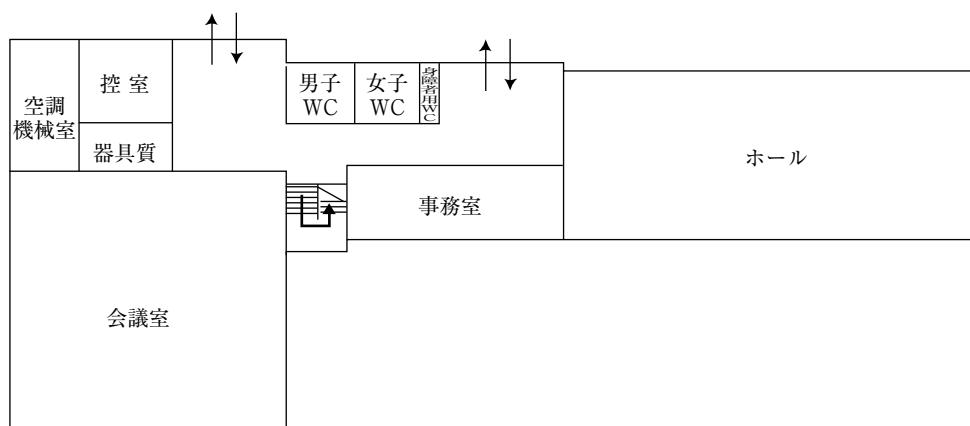
〈北会館2階 平面図〉



9) 佐鳴会館

浜松キャンパスの同窓会（浜松工業会）により建設された建物で、1階には会議室、ホール、同窓会事務室などが、2階には和室、宿泊施設、ラウンジなどがあります。会議室は大きな集会や学術講演会に使用されます。

佐鳴会館 1階



10) 浜松国際交流会館

学生及び教員の国際交流を推進させる目的で建てられた会館で、海外からの留学生や研究者の宿舎として利用されています。あかつき寮・あけぼの寮に隣接しており、日本人学生との交流も活発に行われております。

11) 学校学生生徒旅客運賃割引証

学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）は、学生の修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されているものです。

学割証は、旅客鉄道株式会社（JR）を利用して、片道100kmを超える区間を旅行する場合乗車券が2割引となります。次の場合に限って1人年間20枚以内の使用が認められていますので、年間使用計画を立てて使用してください。

- ・休暇、所用による帰省
- ・実験実習などの正課の教育活動
- ・大学が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
- ・就職又は進学のための受験等
- ・大学が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- ・傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- ・保護者の旅行への随行

- 学割証の交付を希望する場合は「証明書自動発行機」を利用してください。証明書自動発行機は次の場所に配置されています。

S-Port 1階エントランスホール	月～金 8：30～17：15
--------------------	----------------

※ 年末年始休業期間、夏季一斉休業期間中は発行機は稼働しません。

証明書自動発行機は、メンテナンス期間や故障等により使用できないこともありますので、

学割証が必要な場合は早めに発行しておくように心がけてください。

なお、学割証の有効期間は、発行日から3ヶ月間です。

- 学割証は、本人以外使用できません。不正に使用した場合は、静岡大学全体の学割証が発行停止の処分を受け、他の学生に迷惑をかけることになりますから注意してください。

学生団体割引証

学割証とは別に、学生団体の運賃割引制度があります。学生8名以上で課外活動、クラス、ゼミなどで全行程を同一の人員で旅行する場合で、本学教職員が引率する場合に適用されます。申込み用紙は旅行会社等にあります。証明は学生支援係で行います。

I – 5 課外活動等

課外活動は、学生が自主的、自律的に行う正課教育外の諸集団活動です。大学における人間形成は、正課教育による専門的学術の修得のほかに、学生が課外活動を通じて広い知的視野を広め、豊かな情操と健全な心身を育成することにあります。授業・実験等で自由時間が少ないかも知れませんが、みなさん各自の個性と条件に適応するサークルや団体に積極的に参加し、友人や教職員との適正な人間関係を確立し、情操豊かな教養人として心身とも健康な社会人に成長することを期待します。

1) 課外活動のための手続

課外活動団体（同好会を含む）は以下の点に留意し、学生支援係に届出を忘れないでください。

- 毎年5月初めに、顧問教員（浜松キャンパスの教授・准教授・常勤講師）をたて、役員及び部員の名簿を提出すること。
- 合宿、試合、遠征、公演等を行うときは、事前に活動届を提出すること。
- ポスター等の掲示、印刷物を配布する時は、事前に届出をすること。
- 万一、事故が発生したら、ただちに連絡すること。

課外活動団体には、顧問教員を置くことになっています。顧問教員は、その団体の活動についての助言者であり、対外的には責任者でもあります。顧問教員とは日常的に連絡をとるとともに、遠征、合宿等について事前に十分相談しておいてください。

また、団体活動のための学内施設、備品等の使用や傷害保険申請時にも顧問教員の確認が必要になります。

2) 課外活動施設一覧

浜松地区には、次の課外活動用の施設があります。

施設名	施設の内容	主な活動種目
課外活動共用施設	(鉄筋 2 階 881 m ²) 練習室 7 室、器具庫 共用部屋 6 室、和室、印刷室、暗室	文化系サークル 体育系サークル
武道場	(鉄骨 498 m ²) 柔道場剣道場	柔道、合気道、少林寺拳法 剣道、フルコンタクト空手道 ほか
体育館	(943 m ²) バレーボール、バスケット、 バドミントン兼用コート	バレーボール、ハンドボール バスケットボール、 バドミントン、卓球
運動場	構内 (8,920 m ²) 西寮 (8,695 m ²)	軟式野球、サッカーほか 準硬式野球ほか
水泳プール	50m、7 コース	水泳、カヌー
弓道場	(木造 50 m ²)	弓道

施設名	施設の内容	主な活動種目
テニスコート	3面	テニス
体育系共用部室	(プレハブ 67 m ²)	体育系サークル
艇庫		漕艇

次の施設は本学が認める課外活動団体のほか、クラスや有志の団体も使用できます。詳細については学生支援係に問い合わせてください。

施設名	室名	収容人員	用途
佐鳴会館	ホール	約 170 名	集会、演奏会等
	和室（2階）	3室	集会、会議等
学生会館 (南会館)	集会室	約 50 名	集会等
	談話室	約 150 名	一般開放（平日 9:00～17:00） 談話、集会、会議等

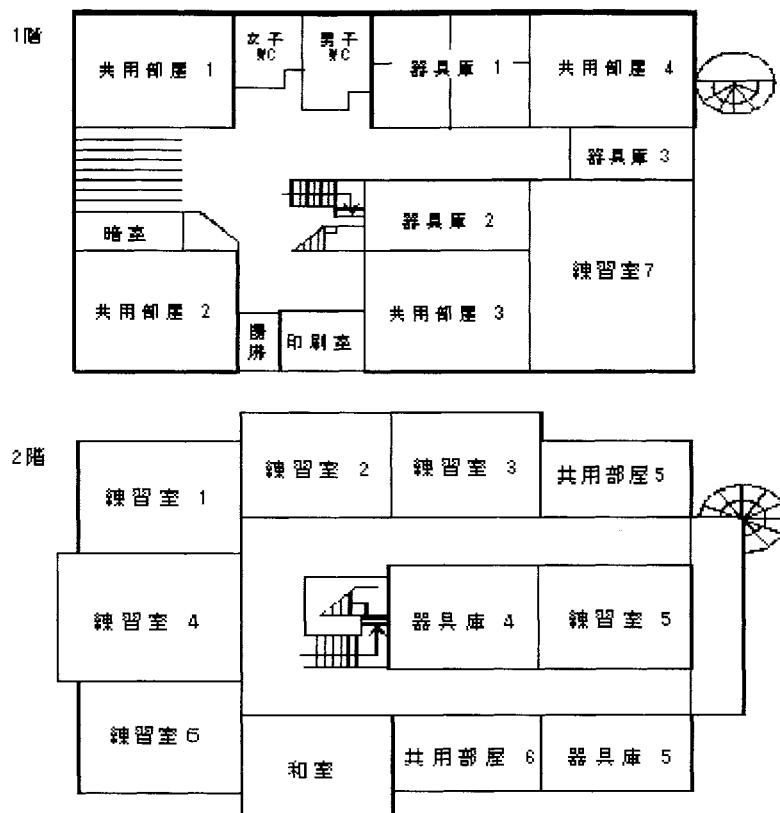
3) 施設の利用方法

(1) 浜松地区課外活動共用施設（サークル棟）、武道場、弓道場

公認の課外活動団体（ただし毎年5月までに使用手続きを終え、許可された団体に限る）が使用するための施設です。使用に際しては、使用心得に従い、よく守ってください。

課外活動共用施設	課外活動団体の使用時間	授業期間中（土・日・祝日を含まない）9時00分～22時00分
		休業期間中（土・日・祝日を含まない）9時00分～17時00分
		休日（土・日・祝日） 9時00分～17時00分
	使用方法	①学生支援係窓口で使用簿に記入の上、鍵を受領し、使用後は戸締まり等を確認し、学生支援係へ鍵を返却してください。 ②窓口取扱時間外は、守衛室で同様に行います。
武道場・弓道場	課外活動団体の使用時間	休日（土・日・祝日）の使用方法 使用日前平日からさかのぼりの3日前までに学生支援係へ申請してください。許可証を守衛室に提示し鍵を受領してください。使用後は戸締まりを確認し、直ちに鍵を返却してください。
		授業期間中（土・日・祝日を含まない）8時30分～22時00分
		休業期間中（土・日・祝日を含まない）8時30分～17時00分
	使用方法	①体育会の定例会で来月分の予約をしてください。 ②学生支援係窓口で使用簿に記入の上、鍵を受領し、使用後は戸締まり等を確認し、学生支援係へ鍵を返却してください。 ③窓口取扱時間外は、守衛室で同様に行います。

<浜松地区課外活動共用施設平面図>



(2) 体育館・構内運動場

公認の体育系課外活動団体（ただし毎年5月までに使用手続きを終え、許可された団体に限る）が使用するほか、クラスや一般学生も使用できます。ただし、授業で使用時は使用できません。

使用に際しては、使用心得に従い、よく守ってください。

公認の課外活動団体・同好会の 使用時間	授業期間中の月～水・金曜日 16時30分～22時00分 木曜日 13時30分～22時00分 (但し、授業使用時を除く。)
	休業期間中の月～金曜日 8時30分～17時00分
	休日（土、日、祝日） 8時30分～17時00分
一般の使用時間	授業期間中の月～水・金曜日 8時30分～16時30分 木曜日 8時30分～13時30分 (但し、授業使用時を除く。)
	休業期間中の月～金曜日 8時30分～17時00分 ※ 休業期間中は課外活動団体が優先
公認の課外活動団体の予約手続	体育会の定例会で来月分の予約をしてください。
同好会の予約手続	体育会の定例会翌日から、来月分の予約が可能になります。 使用日の3日前までに学生支援係に申請して許可書を受領してください。

注：構内運動場を使用後は整地してください。一般学生の予約はできません。

(3) テニスコート

公認の体育系課外活動団体（ただし毎年5月までに使用手続きを終え、許可された団体に限る）が使用するほか、クラスや一般学生も使用できます。ただし、授業で使用時は使用できません。使用に際しては、使用心得に従い、よく守ってください。

公認の課外活動団体の 使用時間	授業期間中の月～金曜日 8時30分～22時00分 (但し、授業使用時を除く。)
	休業期間中の月～金曜日 8時30分～17時00分
	休日（土、日、祝日） 8時30分～17時00分
公認の課外活動団体の 予約手続	体育会の定例会で来月分の予約をしてください。
同好会・一般の使用時間 (一般は平日のみ)	授業期間中の月～水・金曜日 8時30分～16時30分 木曜日 8時30分～13時30分 (但し、授業使用時を除く。) ※12時～13時は使用不可
	休業期間中の月～金曜日 8時30分～16時30分 ※12時～13時は使用不可
	休日（土・日・祝日） 8時30分～17時00分
同好会・一般の予約手続	使用日前平日から遡り3日前までに学生支援係に申請して許可書を受領してください。

(4) プール

水泳部のほか、一般学生も使用できます。ただし、授業で使用時は使用できません。使用に際しては、使用心得に従い、よく守ってください。

使用期間	使用期間等は掲示板及びプール入口に掲示します。 (監視員が配置されているときのみ使用できます。)
使用方法	本学学生、教職員は使用者名簿に記入し、監視員の指示に従ってください。 (学外者は同伴の場合でも使用できません。)

(5) 佐鳴会館・学生会館

施設名		使用時間	使用手続等
佐鳴会館	ホール	9：00～21：30	1. 学生支援係で予約する。 2. 使用願を使用日前平日から遡り3日前までに提出する。
	和室	9：00～20：00	3. 許可書を受領する。 4. 使用日に許可書を提示して鍵を受領する。 5. 使用後戸締りを確認し、鍵を返却する。
学生会館 南会館	集会室	月～金曜日 9：00～22：00 休日 (土、日、祝日)	* 談話室は授業期間中の平日のみ 9:00～17:00を一般開放します。
	談話室	9：00～17：00	

(6) 朝霧施設及び天城フィールド・セミナー・ハウス

朝霧施設は、本学学生・教職員の合宿研修及び附属学校児童生徒の野外教育等に利用するための施設として、富士箱根伊豆国立公園の西部、朝霧高原の一角、標高 830m の場所にあります。また、天城フィールド・セミナー・ハウスは、野外実習や泊りながらのセミナーをするための施設で約 40 人が宿泊できます。詳細は、「学生生活の手引」を参照してください。

4) 貸出物品

課外活動等のために学生支援係では、次の物品を貸出しています。借用手続及び貸出期間は以下のとおりです。

借用手續：物品の借用を希望する場合は、使用日前平日から遡り 3 日前までに借用願を提出してください。

貸出期間：原則として 1 週間以内。貸出、返却は、土曜日・日曜日・祝日には取扱いません。

品 名	数 量	品 名	数 量
* ソフトボール用具	2 チーム分	ライン引き	4 個
○ 天幕	5 張	巻尺 (50m)	2 個
キャンプ用テント	8 張	巻尺 (100m)	3 個
タープ	2 張	スコップ等	6 本
○ 液晶プロジェクター	3 台	リヤカー	3 台
○ * スクリーン	4 台	ストップウォッチ	6 個
○ デジタルビデオカメラ	7 台	クーラーボックス (大) (小)	計 10 個
* スポットライト	2 基	バーベキューセット	12 台
コードドラム	8 卷	鉄板	3 枚
投光機	9 台	アルミテーブル	4 個
ハンドマイク	3 個	トランシーバー	8 台
○ * 発電機	2 台	* サッカーボール	3 個
長机	48 台	* バスケットボール	2 個
パイプ椅子	97 脚	* バレーボール	2 個
いしみ、くまで、竹ぼうき等	6 本	* ドッヂボール	2 個
三角コーン	127 個	スピーカーセット	3 個
バー	87 本	ワンタッチ式天幕	5 張
コーン用おもり	104 個	ポリタンク (重り用)	18 個
ブルーシート (雨避け用)	3 枚		

<注意事項>

- ① ○印は公認サークル以外には貸出しません。(実験用の貸出しについては担当教員もしくは指導教員の印が必要)
- ② *印は学外持出禁止です。
- ③ 破損、紛失等の場合は、修理のための費用又は現物を弁済してもらいます。
- ④ 返却期日を厳守してください。
- ⑤ 借用手續及び返却の際における細部については学生支援係の指示に従ってください。
- ⑥ この事項に違反したものには、事後の貸出しをしないことがあります。

5) 浜松全学部新入生歓迎協議会（全学新歓協議会）

全学新歓協議会は、新歓実行委員会、静大祭実行委員会、駅伝大会実行委員会、体育会、文化サークル連合、生協学生委員会から構成され、浜松キャンパスのサークル活動や諸行事の運営のために組織されています。静岡キャンパスの全学新歓協議会と連携をとりながら活動をしています。また、学生間、学生・教職員間の連絡網としての役割も担っています。

I – 6 キャンパス行事

静岡キャンパスとタイアップして行われるものや、浜松キャンパスで独自に行われるものなど、年間を通じて様々な行事が催されます。以下に主なものを挙げます。

1) 駅伝大会

浜松高等工業学校創立当時からスポーツ奨励の気風があり、校内スポーツ大会が盛んに行われてきました。そんな校風の中で、昭和3年頃に始まった伝統ある行事です。浜松キャンパスへの新入生を歓迎する行事の一環として行われます。クラス毎にチームを編成し、1区間を複数名で佐鳴湖畔周辺を走る駅伝です。その区間を走った全員が揃ってから次区間走者にたすきを渡すルールなのでチームワークが要求されます。学生全員が何らかの形で駅伝大会に参加することになっています。皆さんも奮って参加してください。各クラスには駅伝を担当する実行委員が選出されています。

駅伝大会と優勝旗

本学部の前身、浜松高等工業学校創立当時からスポーツ奨励の気風があり、校内大会も盛んに行われ、昭和3年の大会から全員参加を目的として駅伝大会が毎年4月に行われるようになりました。

当時は正門前から岩水寺（旧浜北市）までを6区間として実施された。以来、昭和15年までこのコースがとられ、昭和16年から18年までは正門前を出発し市内を一巡した。終戦後の昭和30年まで同様に市内を一巡したようだが記録は残っていない。その後、昭和31、32年は工学部から岩水寺へ、昭和33年から36年は鳥羽山公園（旧天竜市）、昭和37年からは工学部から館山寺、昭和43年から48年は市営グランドから三方原往復、昭和49年以降は西寮グランドから佐鳴湖周辺のコースになった。

大会の名称も現在は「浜松キャンパス新入生歓迎駅伝大会」となり、優勝旗も戦後使われてきたので傷みも激しく、昭和63年には60回大会を記念して、浜松工業会から新しい大優勝旗（エンジ色の純綢綾錦織の生地、中央に月桂冠と黄金に輝く鷺、周りは金糸4段フレンジ旗竿冠頭は本金製静大マーク）が寄贈された。

（参考 同窓会誌「佐鳴」）

2) テクノフェスタ・IN・浜松

毎年11月中旬頃の土、日2日間にわたり、浜松キャンパスの研究室などを公開するテクノフェスタ・IN・浜松が開催されます。小中高生に科学のおもしろさを体で体験してもらう「おもしろ実験」、先端研究の内容をわかりやすく公開する「先端研究公開展示」、各種講演会などさまざまな企画が組されます。

3) 静大祭 in 浜松

例年「テクノフェスタ・IN・浜松」とタイアップして、静大祭実行委員会及び各種サークルが種々のイベントを企画・実施しています。また、浜松キャンパスでは、静大祭の一環として、長年にわたり、朝までソフトボール大会（徹夜）、学内レガッタ（ボートレース）などが行われてきました。他学科、他学部または他大学の仲間と親睦を深める機会や、日頃の課外活動の成果を思う存分発揮する場でもありますので、積極的に参加し友達の輪を広げましょう。

I – 7 就職と進学

みなさんが修了後、どのような進路を選び、また、どのような企業に就職するかは、一生を左右する極めて大切なことであるので、慎重に考えてください。

1) 就職の斡旋

各コースに就職担当教員を置き、就職指導と相談にあたっています。各企業からの会社案内、求人票のうち、コース宛てはそれぞれのコースで受け付けしコースの就職資料コーナーで、工学専攻宛ての求人票は学生支援係で受付しキャリアサポート資料室で自由に閲覧できます（公務員と教員関係は全て学生支援係で取扱います）。大学宛ての求人票は学務情報システムから閲覧できます。佐鳴会館などで開催される合同企業説明会にも参加しましょう。また、就職活動については、就職担当教員及び指導教員と密に連絡をとり、自らも積極的に情報収集を行いましょう。キャリアサポート資料室や就職ガイダンスで情報収集を行うと良いでしょう。併設の就職相談室では、エントリーシート、履歴書の添削、書き方の指導や面接の練習など幅広いサポートをプロのカウンセラーが行っています。また、なかなか内定が得られない学生向けには、専用の講座や新卒応援ハローワークとの連携で支援をしています。

I – 8 各種施設

浜松キャンパスには、教職員および学生が利用できる多くの施設がありますので、これらを簡単に紹介します。

1) 附属図書館浜松分館

静岡大学附属図書館浜松分館は、主に浜松キャンパスの教職員の研究と学生の学習を支援する図書館です。図書の閲覧、貸出のほか、他大学への文献複写依頼、本の取り寄せなど、みなさんの学習の手助けに努めています。また、S-Port はグループ学習や学習成果の発表の場として、ゼミの活動の場として利用できます。図書館の利用について不明な点は、受付カウンターでお尋ねください。

(図書館ホームページ <http://www.lib.shizuoka.ac.jp/>)

<施設と資料案内>

	施設等	資料
S-Port 1階	受付カウンター ギャラリー 書庫	新書図書、書庫内資料
閲覧閑 1階	閲覧室 PC ワークエリア	開架図書、キャリア支援図書、和雑誌、外国雑誌、新聞
S-Port 2階	地域産業史エリア 多文化交流エリア グループワークエリア Graduates' Hub セミナールーム・CALL 教室	シラバス、国際交流図書、教員著作物、AV 資料
閲覧閑 2階	閲覧室 プレゼンルーム	開架図書、参考資料、白書・統計・年鑑、大型本、新着雑誌、外国雑誌

<開館時間>

区分		開館時間
授業期	平日	午前 9 時から午後 10 時まで
授業期	土・日・祝日	午前 10 時から午後 7 時まで
試験対応期	平日	午前 9 時から午後 10 時まで
試験対応期	土・日・祝日	午前 9 時から午後 9 時まで
休業期	平日	午前 9 時から午後 5 時まで
休業期	土・日・祝日	午前 10 時から午後 5 時まで

なお、休館日は、年末年始（12月28日～翌年1月4日）および大学入試試験日です。その他、臨時の休館日を設けることがあります。

<利用について>

○ 入退館

入退館時に学生証が必要です。ゲートを通る時に学生証をカードリーダーにかざしてください。退館の際、図書の貸出手続を忘れると、警告音が出ますのでご注意ください。

○ 閲覧

開架図書は、自由に書架から取り出して、閲覧できます。書庫内図書を利用する場合は、受付カウンターまで申し出てください。

○ 貸出と返却

学生証が図書館利用票を兼ねています。図書館利用の際は常に携帯してください。貸出を受けることのできる冊数は5冊まで、期間は2週間以内です。開架図書はカウンター横の自動貸出装置により、学生証を使いセルフサービスで貸出手続をすることができます。参考図書、雑誌、AV資料等は、原則として貸出を受けられません。貸出を受けた図書は、返却期限を守り、カウンターに返してください。閉館時に返却するときは、玄関前のブックポストに入れてください。返却が遅れた場合には、ペナルティがかかりますので、注意してください。

○ 図書の検索

浜松分館が受け入れた図書は、インターネット上に公開している蔵書検索システムで検索できます。

○ 利用にあたっての注意

- ①飲食は原則禁止です。
- ②携帯電話の電源はオフまたはマナーモードにしてください。
- ③図書その他の物品は丁寧に扱ってください。
- ④所持品は各自で管理してください。貴重品は常に身につけてください。
- ⑤その他、他の閲覧者の妨げになる行為はしないこと。

2) 情報基盤センター（学内共同教育研究施設）

情報基盤センターは、1989年に情報処理センターとして設置され、2000年度から総合情報処理センター、さらに2009年度には現在の情報基盤センターへと改組を行いました。同センターは浜松キャンパスに浜松オフィス、静岡キャンパスに静岡オフィスを置いています。また、2009年4月より新たに基幹ネットワークを納める焼津データセンターを設置しました。

センターは、浜松オフィス計算機実習室に約200台のパーソナルコンピュータと静岡オフィス計算機実習室に約260台のパーソナルコンピュータを配置しています。これらのシステムは、情報リテラシ（導入教育）や数値解析、製図、回路設計、各種シミュレーションなどの専門科目授業にも活用されています。キャンパス内に張り巡らされた学内ネットワーク網は、研究・教育の支援、事務処理、図書館の学術情報処理などの全般にわたって活用されています。

また、インターネットを介したマルチメディアシステム（遠隔講義、TV会議、e-ラーニング、ストリーミング配信など）は、国内外の研究教育機関間で臨場感のあるコミュニケーション通信サービスを提供しています。全ての学生・教職員はノートPCなどのモバイル端末を情報コンセントや無線ネットワークに接続することで、学内各所の広いエリアからこれらの情報サービスを利用することができます。

利便性と可用性の高いサービス提供に努める一方で、当センターでは、2003年度末から情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の国際規格であるISO/IEC 27001（JIS Q 27001）の認証取得および運用活動を継続的に行ってています。最近では、クラウドコンピューティングによるグリーンIT化、東海地震にも耐え得るデータセンターを活用した事業継続計画（BCP/BCM）にも取り組んでいます。

3) 工学部次世代ものづくり人材育成センター・工作技術部門

工作機械を実際に使用して金属の加工を体験する実習教育を行っています。将来企業の技術者として製品の開発設計や生産技術の開発に当たる際の基礎を学ぶとともに、卒業研究や修士研究で使用する実験装置の自作に当たっての設計や加工の知識の習得を目指します。実習内容の理解を深めるために、作業開始から終了までの段取りや工程、使用する材料の性質、使用する機械器具類の名称など全体を記録・整理したレポートの提出を課します。なお、本部門では金属材料の機械加工、精密加工、溶接加工などの各種加工設備を活用して、各研究室における実験用機器の試作、加工等の受託を通じた学内の教育・研究活動および学生課外活動を支援しています。

4) イノベーション社会連携推進機構

イノベーション社会連携推進機構は、平成24年に産学連携と地域連携に関する業務を行っていた4組織（イノベーション共同研究センター、知的財産本部、生涯学習教育センター、地域連携協働センター）を再編・統合して出来た新しい組織です。

イノベーション社会連携推進機構は、以下のビジョンに基づいて、活動しています。

- 本学の使命である研究、教育事業を基盤にした社会・産学連携活動を展開することにより、社会および地域への新たな付加価値を提供します。
- 社会・産学連携活動を通じて得られた情報を、新たな研究、教育事業に活かします。
- 社会・産学連携活動による“静岡大学ブランド”的構築を目指します。

知的財産本部（平24.3廃止）で行っていた学生の皆さんの発明相談も従前どおり受けています。また、教員のみならず学生の皆さんが設立するベンチャー企業（起業相談）についても積極的に支援していますので、いつでも相談ください。

イノベーション社会連携推進機構は、次の2部門2室で構成されており、浜松キャンパスと静岡キャンパスの両キャンパスで社会・産学連携活動を推進しています。

○産学連携推進部門

- ・企業・行政機関・他大学等との連携による共同研究の推進
- ・知的財産戦略（ライセンス、国際標準化）の実施および研究
- ・大学発ベンチャー起業・育成支援（起業家教育の実践）等

○地域連携生涯学習部門

- ・地域社会（地域連携）ニーズの把握・調査
- ・大学開放および生涯学習事業の企画・立案および実施
- ・地域連携・生涯学習に関する教育および調査研究の実施 等

○知的財産管理室

- ・学内知財の保護・管理
- ・学内特許データベースの構築・管理
- ・知財関連契約の支援

○社会連携相談室

- ・社会連携活動に関する学内外への理解増進活動（広報活動）の推進

I – 9 保健と栄養

大学に入って初めて一人暮らしをする方も多いことと思います。一人暮らしをする上で重要なことは、自分の健康を自分自身できちんと管理するよう心がけることです。保健センターは、みなさんの健康保持、増進を図り、支援していくところです。生涯の健康寿命を延ばすためにも、大学時代に規則正しい生活習慣を身につけることが大切です。

1) 保健センター浜松支援室案内

浜松キャンパスには、保健センター浜松支援室が設置されています。場所は工学部7号館2階西側です。入学時に配付してあります「保健センター浜松支援室案内」をご覧ください。

(1) 開室時間 休業日、その他特別の場合を除き次のとおりです。

平 日	午前 9:00 ~ 12:30 午後 13:30 ~ 16:30
-----	-------------------------------------

(2) 業務内容

<健康診断>

① 定期健康診断

皆さんの健康状態を把握するため、4月に定期健康診断を実施しています。全員必ず毎年受診してください。また、健康診断結果に基づき、再検査や病院での精密検査の勧め、日常生活指導などを行っています。

② 繙続要観察者健康診断 11月

定期健康診断で何らかの異常があり、継続して経過観察の必要な方

③ 体育系サークル新入部員全員の心電図検査

④ 特殊健康診断

実験などで放射線や有機溶剤等の特定有害物を使用する場合は必要な検査を実施

<健康相談>

保健センターには常勤として、医師（1）、カウンセラー（1）が、非常勤として学校医（整形外科医（1）、精神科医（1）、内科医（1））がおり身体面、精神面の健康相談が受けられるようになっています。自分の身体に異常を感じたり、不安を持ったり、気になることがあれば、気軽に利用してください。（個人の秘密は厳守されます。）

<応急処置>

学内で起きた思いがけないケガや病気に対しては、医師・看護師が応急処置にあたっています。ただし、継続的な処置を要する方には、適切な医療機関を紹介することにしています。

2) 浜松市の夜間・休日救急医療体制

夜間、休日の急病やけがをしたときには、下記の浜松市の救急医療体制を参考にしてください。健康保険証を持って受診してください。

種類	診療日時	診療場所
夜間	午後8時～翌朝7時 年中無休	浜松市立夜間救急室 中区伝馬町311番地の2(浜松市医師会館1階) TEL 053-455-0099
土曜午後	午後2時～午後6時 年末・年始及び祝日を除く毎土曜日	
休日	日曜日・祝日及び年末・年始の昼間	http://www.qq.pref.shizuoka.jp/ 『医療ネットしづおか』へアクセスし、"休日夜間当番医"を探す。
休日歯科 日曜日・祝日	午前8時30分～11時30分 午後1時～3時30分	口腔保健医療センター TEL 053-453-6129

3) 食生活の注意

初めて親元を離れて学生生活を始めた皆さんは、自分で食事をとらなくてはいけません。そのため、どうしてもファーストフードやコンビニ弁当などに頼ってしまい、食事が偏りがちになってしまいます。最近ある地域の青少年に「かっけ」が多発したそうですが、その原因は「食のほとんどをインスタント食品で済ませるなど、偏った食生活」であったとのことです。また、受験によるストレスや美容のための減食、節食なども食生活上の大きな問題点とされています。毎日、毎食、栄養バランスのとれた食生活をすることが大切です。

食事は単に満腹になることだけが目的ではなく、また好物だけ食べれば良いというものでもありません。何をどう食べるかが健康状態を左右し、その健康状態が生活全体を左右することになります。ですから、学生の皆さんには「食べることをもっと真剣に考えて、何をどう食べるかを科学的に考えていく姿勢」を持って欲しいのです。このような視点をもって健康な学生生活を送って下さい。

*急性アルコール中毒にご用心

成人になると飲酒がゆるされます。このためサークルやクラスのコンパ等でお酒を飲む機会がでてきます。この時、先輩や友達から勧められるままにお酒を飲むと大変なことになる場合があります。お酒に弱い人、あるいは飲めない体质の人もいるからです。こうした人が無理に飲む（飲まされる）と、「急性アルコール中毒」によって最悪の場合は死に至ることがあります。

お酒は適量を楽しく飲むものです。無理に飲ませる、無理に飲むことは絶対に止めてください。「一気飲み」などはもってのほかです。

4) 応急処置や救命処置

創傷・熱傷・骨折・熱中症などの応急処置や心肺蘇生法・AEDの取り扱いなどの救命処置は、誰でもできるようにしておきましょう。別に配られる学生案内や保健センターホームページ <http://www.ipc.shizuoka.ac.jp/~hokekan/index.html> を参考にしたり、講習会へ参加しましょう。

突然心臓が停止した傷病者に対して、直ちに「心肺蘇生法(CPR)」を実施し、続けて「ADE を使った除細動」を2～3分以内に行えば、助かる可能性が非常に高くなります。

AEDは心室細動という不整脈を起こした心臓にショックを与え、心臓突然死から命を救うための装置です。浜松キャンパスには守衛所・学生会館入り口（体育館側）・総合研究棟入口内・工学部7号館西側入口前の廊下にあります。操作は簡単です。音声ガイダンスにより指示され、電気ショックが必要かどうかはAEDが判断します。いざという時に行動ができるようにしておきましょう。

I – 10 浜松工業会（同窓会）

大学で学ぶ学生を、教室以外の所で支えているものに同窓会組織があります。「浜松工業会」は工学部と情報学部の同窓会であり、同じ学舎で学んだという連帯感を基に、物・心両面で、在校生、卒業生を応援しています。

会員は、工学部前身の浜松高等工業学校の第1回卒業生から現在まで80余年にわたり、約4.1万名を数えます。会員達は、実業界はもちろんのこと、官界、教育界においても数多くの実績をあげています。

「浜松工業会」の支部は、北海道から沖縄まで日本の各地にあり、さらには台湾にも組織されています。また、会員達は、先輩から後輩への教示、励まし、情報発信、後輩から先輩へのエネルギーの高揚、時代感覚の吸収など、世代を超えた活発な交流を行っています。

毎年2回発行の浜松工業会誌「佐鳴」は本校のすぐ近くにある佐鳴湖にちなんで命名され、卒業生間の話題のみならず、大学の現状、技術報告、同窓生が勤務する会社の紹介など豊富な記事でうめられています。

工学部構内には、同窓会館として「佐鳴会館」があります。佐鳴会館では、同窓会の会合、卒業生、在校生の連絡や交流の場として、また、講演会、研修会、学会等にも使用し、大きな役割を果たしています。一階には、浜松工業会の事務室と大ホール及び国際会議も可能な会議室があり、二階には、広いロビー、及び遠方からの会員のために宿泊もできる部屋も用意されています。佐鳴会館以外にも、テレビジョン研究で文化勲章を受賞した故高柳健次郎先生の業績を記念した高柳記念未来技術創造館及び胸像、公認50m鈴木記念プール、次世代ものづくり人材育成センターの建設など、工学部構内の施設にも浜松工業会が協力しています。

また駅伝大会、卒業祝賀会、留学生交流企画などへの援助、学生が学会に参加して研究発表する際の旅費の補助など、大学生活を有意義にするよう多くの援助を行っています。

なお、浜松工業会は平成11年度に財団法人浜松科学技術研究振興会を設立し、静岡大学をはじめ静岡県内の大学における科学技術に関する独創的研究に対して研究助成を行っています。

I – 11 静岡大学工学部学生後援会

工学部及び工学研究科で学ぶ学生の父母と学部とが連携して、学生生活を支援するための組織がこの後援会です。工学部及び工学専攻在学生の父母を会員として、教育事業の後援、学生厚生施設の充実、就職斡旋、課外活動の援助などを主な目的としています。会則等は次頁の資料を参照してください。

静岡大学工学部学生後援会会則

(昭和 30 年 4 月 11 日制定)

- 第1条 本会は、静岡大学工学部学生後援会と称し事務所を同学部内に置く。
- 第2条 本会は、保護者と学部間の連絡を緊密に図ると共に保護者相互間の親睦提携に寄与し、且つ学生教養上の便宜を図ることを目的とする。
- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
1. 学部と保護者の連絡
 2. 教育事業の後援
 3. 学生厚生施設の援助
 4. その他本会の目的達成に必要な事業
- 第4条 本会は、在学生の保護者で組織する。
- 第5条 本会に、次の役員を置く。
1. 会長 1 名
 2. 副会長 1 名
 3. 評議員 若干名
 4. 監事 2 名
 5. 理事 若干名
- 第6条 会長、副会長、評議員及び監事は、総会に於いて会員の中から選出する。
理事は、工学部教授会に諮って会長が委嘱する。
- 第7条 会長は会務を総括し、副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時は之に代る。
評議員は本会の予算、その他重要な事項を協議し、監事は本会の業務及び会計を監査し、理事は会務を処理する。
- 第8条 役員の任期は1年とし、4月に交替するが重任を妨げない。但し、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 第9条 本会は、毎年4月に総会を開き次の事項を審議する。
1. 会務の報告
 2. 決算の報告
 3. 予算の決議
 4. その他
- 役員会は隨時之を閉く。
- 第10条 本会の経費は、入学の際に徴収する入会金、会費を以て充てる。
1. 工学部生：入会金 1,000 円、会費 16,000 円
 2. 工学部 3 年次編入生：入会金 1,000 円、会費 10,000 円
 3. 大学院生（修士課程）：会費 9,000 円
 4. 大学院生（博士課程）：会費 11,000 円
- 第11条 本会の会計年度は、学年度による。
- 第12条 本会に次の帳簿を置く。
1. 会費徴収簿
 2. 出納簿
 3. 会員名簿
- 第13条 本会の会則の改正は総会の決議による。

附 則

本会則は昭和 30 年 4 月 11 日から施行する

附則（昭和 52 年 4 月 15 日改正）

附則（昭和 54 年 4 月 11 日改正）

附則（昭和 56 年 4 月 11 日改正）

附則（昭和 59 年 4 月 11 日改正）

附則（昭和 63 年 4 月 12 日改正）

附則（平成 7 年 4 月 7 日改正）

附則（平成 8 年 4 月 9 日改正）

附則（平成 19 年 4 月 7 日改正）

附則（平成 23 年 4 月 4 日改正）

この会則は平成 23 年 4 月 4 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

第Ⅱ部 工学專攻履修要項

第Ⅱ部 工学専攻履修要項

Ⅱ-1 履修要項

1) 大学院概要

▽課程

本大学院は下記の6コースを設置しています。

コース名	分野名
機械工学	宇宙・環境 知能・材料 光電・精密
電気電子工学	情報エレクトロニクス エネルギー・電子制御
電子物質科学	電子物理デバイス 材料エネルギー化学
化学バイオ工学	環境応用化学 バイオ応用工学
数理システム工学	
事業開発マネジメント	

2) 履修基準および履修上の注意

▽修士課程修了の要件

修士課程を修了するには、当該課程に2年以上在学して所定の30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格しなければなりません。

ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学で修了を認めることができます。

工学専攻（英語受験入学生を除く）

コース名	科目区分 研究科 共通科目	コース 必修科目	コース 選択科目	合計
機械工学科コース	4単位	12単位	14単位以上	30単位以上
電気電子工学科コース	4単位	12単位	14単位以上	30単位以上
電子物質科学コース	4単位	12単位	14単位以上	30単位以上
化学バイオ工学科コース	4単位	12単位	14単位以上	30単位以上
数理システム工学科コース	4単位	14単位	12単位以上	30単位以上
事業開発マネジメントコース	4単位	12単位	14単位以上	30単位以上

コースごとの所定の単位の内訳は以下のとおりである。

【機械工学科コース】

- ① コース必修科目12単位を修得していること。
- ② 研究科共通科目から4単位以上を修得していること。
- ③ コース選択科目から14単位以上を修得していること。この場合において、当該14単位には、コア専門科目のうちから修得した4単位が含まれていなければならない。

なお、他コース、他専攻、他研究科、他大学で開講する科目から10単位までを、コース選択科目の単位数に含めることができる。ただし、他専攻、他大学で開講する科目を履修するためには、指導教員の許可を得るものとする。

【電気電子工学科コース】

- ① コース必修科目12単位を修得していること。
- ② 研究科共通科目から4単位以上を修得していること。
- ③ コース選択科目から14単位以上を修得していること。この場合において、当該14単位には、コア専門科目のうちから修得した4単位が含まれていなければならない。

なお、他コース、他専攻、他研究科、他大学で開講する科目から10単位までを、コース選択科目の単位数に含めることができる。ただし、他専攻、他大学で開講する科目を履修するためには、指導教員の許可を得るものとする。

【電子物質科学コース】

- ① コース必修科目 12 単位を修得していること。
- ② 研究科共通科目から 4 単位以上を修得していること。
- ③ コース選択科目から 14 単位以上を修得していること。この場合において、当該 14 単位には、コア専門科目のうちから修得した 4 単位が含まれていなければならない。

なお、他コース、他専攻、他研究科、他大学で開講する科目から 10 単位までを、コース選択科目の単位数に含めることができる。ただし、他専攻、他大学で開講する科目を履修するためには、指導教員の許可を得るものとする。

【化学バイオ工学コース】

- ① コース必修科目 12 単位を修得していること。
- ② 研究科共通科目から 4 単位以上を修得していること。
- ③ コース選択科目から 14 単位以上を修得していること。この場合において、当該 14 単位には、コア専門科目のうちから修得した 6 単位が含まれていなければならない。

なお、他コース、他専攻、他研究科、他大学で開講する科目から 10 単位までを、コース選択科目の単位数に含めることができる。ただし、他専攻、他大学で開講する科目を履修するためには、指導教員の許可を得るものとする。

【数理システム工学コース】

- ① コース必修科目 14 単位を修得していること。
- ② 研究科共通科目から 4 単位以上を修得していること。
- ③ コース選択科目から 12 単位以上を修得していること。この場合において、当該 12 単位には、コア専門科目のうちから修得した 4 単位が含まれていなければならない。

なお、他コース、他専攻、他研究科、他大学で開講する科目から 10 単位までを、コース選択科目の単位数に含めることができる。ただし、他専攻、他大学で開講する科目を履修するためには、指導教員の許可を得るものとする。

【事業開発マネジメントコース】

- ① コース必修科目 12 単位を修得していること。
- ② 研究科共通科目から 4 単位以上を修得していること。
- ③ コース選択科目から 14 単位以上を修得していること。

なお、他コース、他専攻、他研究科、他大学で開講する科目から 10 単位までを、コース選択科目の単位数に含めることができる。ただし、他専攻、他大学で開講する科目を履修するためには、指導教員の許可を得るものとする。

工学専攻（英語受験入学生）

コース名 科目区分	研究科 共通科目	コース 必修科目	コース 選択科目	合計
機械工学科コース	4 単位	12 単位	14 単位以上	30 単位以上
電気電子工学科コース	4 単位	12 単位	14 単位以上	30 単位以上
電子物質科学コース	4 単位	12 単位	14 単位以上	30 単位以上
化学バイオ工学科コース	4 単位	12 単位	14 単位以上	30 単位以上
数理システム工学科コース	4 単位	12 単位	14 単位以上	30 単位以上
事業開発マネジメントコース	4 単位	12 単位	14 単位以上	30 単位以上

コースごとの所定の単位の内訳は以下のとおりである。

【機械工学科コース】

- ① コース必修科目 12 単位を修得していること。
- ② 研究科共通科目から 4 単位以上を修得していること。
- ③ コース選択科目から 14 単位以上を修得していること。この場合において、当該 14 単位には、コア専門科目のうちから修得した 4 単位が含まれていなければならない。

なお、他コース、他専攻、他研究科、他大学で開講する科目から 10 単位までを、コース選択科目の単位数に含めることができる。ただし、他専攻、他大学で開講する科目を履修するためには、指導教員の許可を得るものとする。

【電気電子工学科コース】

- ① コース必修科目 12 単位を修得していること。
- ② 研究科共通科目から 4 単位以上を修得していること。
- ③ コース選択科目から 14 単位以上を修得していること。この場合において、当該 14 単位には、コア専門科目のうちから修得した 4 単位が含まれていなければならない。

なお、他コース、他専攻、他研究科、他大学で開講する科目から 10 単位までを、コース選択科目の単位数に含めることができる。ただし、他専攻、他大学で開講する科目を履修するためには、指導教員の許可を得るものとする。

【電子物質科学コース】

- ① コース必修科目 12 単位を修得していること。
- ② 研究科共通科目から 4 単位以上を修得していること。
- ③ コース選択科目から 14 単位以上を修得していること。この場合において、当該 14 単位には、コア専門科目のうちから修得した 4 単位が含まれていなければならない。

なお、他コース、他専攻、他研究科、他大学で開講する科目から 10 単位までを、コース選択科目の単位数に含めることができる。ただし、他専攻、他大学で開講する科目を履

修するためには、指導教員の許可を得るものとする。

【化学バイオ工学コース】

- ① コース必修科目 12 単位を修得していること。
- ② 研究科共通科目から 4 単位以上を修得していること。
- ③ コース選択科目から 14 単位以上を修得していること。この場合において、当該 14 単位には、コア専門科目のうちから修得した 6 単位が含まれていなければならない。

なお、他コース、他専攻、他研究科、他大学で開講する科目から 10 単位までを、コース選択科目の単位数に含めることができる。ただし、他専攻、他大学で開講する科目を履修するためには、指導教員の許可を得るものとする。

【数理システム工学コース】

- ① コース必修科目のうち、「応用システム工学演習」を除く 12 単位を修得していること。
- ② 研究科共通科目から 4 単位以上を修得していること。
- ③ コース選択科目から 14 単位以上を修得していること。この場合において、当該 14 単位には、コア専門科目（一般専門科目の「最適化理論」を含む。）のうちから修得した 4 単位が含まれていなければならない。

なお、他コース、他専攻、他研究科、他大学で開講する科目から 10 単位までを選択科目の単位数に含めることができます。ただし、他専攻、他大学で開講する科目を履修するためには、指導教員の許可を得るものとする。

【事業開発マネジメントコース】

- ① コース必修科目 12 単位を修得していること。
- ② 研究科共通科目から 4 単位以上を修得していること。
- ③ コース選択科目から 14 单位以上を修得していること。

なお、他コース、他専攻、他研究科、他大学で開講する科目から 10 単位までを、コース選択科目の単位数に含めることができます。ただし、他専攻、他大学で開講する科目を履修するためには、指導教員の許可を得るものとする。

(2) 履修上の注意

受講する科目は所定の期日までに、学務情報システムから Web 登録して下さい。

他専攻で開設する授業科目の履修を希望し、当該指導教員が必要と認めた場合は、受講を申請することができます。申請により授業担当教員が当該授業に支障のない範囲内で履修が認められます。（他専攻授業履修届が必要です。）

3) 授業時間

本学の授業時間は次表のように45分を単位とし、これを時限(時間)と呼びます。通常の授業は2時限、すなわち90分が標準となっており、これを1コマと言います。1・2時限目を1コマ目、3・4時限目を2コマ目などと言います。

1・2 時限	1 コマ目	8:40 ~ 10:10
3・4 時限	2 コマ目	10:20 ~ 11:50
昼休み		11:50 ~ 12:45
5・6 時限	3 コマ目	12:45 ~ 14:15
7・8 時限	4 コマ目	14:25 ~ 15:55
9・10 時限	5 コマ目	16:05 ~ 17:35

4) 教室名

教室は工学部内の各建物に分散して配置されています。また、一般に授業ごとに異なる教室が使用されますので、巻末の建物配置図に記載されている教室の配置を記憶してください。教室の名前は、次表のように建物名+2桁の数字(例えば、1-31室)で表記されています。

建物記号 (ローマ字記号が使用されることもある)	1	工学部1号館
	2	工学部2号館
	3	工学部3号館
	5	工学部5号館
	6	工学部6号館
	8	工学部8号館
	総(R)	総合研究棟
	情(J)	情報学部1・2号館
10の位の数字	教室がある階数を示す	
1の位の数字	建物内の教室の配置順を示す。南北に配置される建物では南から北へ、東西に配置される建物では東から西に向かって順に番号を付す	

例：1-31室は工学部1号館3階の一番南側の教室を示す。

5-11室は工学部5号館1階の一番東側の教室を示す。

5) 定期試験

試験は、適宜実施します。

6) 追試験

次のいずれかに該当し、定期試験を受けることができない場合は、原則として試験開始前までに教務係に電話等で連絡してください。事前の連絡がない場合は、追試験を認めないことがあります。正式な「追試験願」は原則として試験日から1週間以内に工学部教務係に提出してください。審議の結果、追試験が認められれば、追試験予定者として発表されます。なお、追試験は定期試験期間終了後、原則として1ヶ月以内に実施されます。

病気・けが：試験当日についての医師の診断書が必要です。

忌引：1親等、2親等の親族の死亡に限り、死亡日から原則として1週間以内の忌引きが認められます。このことを証明できる「会葬の礼状」などの資料の提出が必要です。

その他：緊急または正当な理由があった場合、このことを証明できる資料が必要です。

7) 試験・レポートに関する注意事項

試験を受ける際には、下記の点に注意して受験してください。

(1) 試験中の不正行為

試験は理解度をチェックし、成績を正しく評価するための大変重要な資料となるものであり、厳正に行わなければなりません。不正行為は学生として恥すべき行為ですから、絶対にしてはいけません。もし、試験中に不正行為を行った場合には、以下のような厳重な措置がとられることがあります。

- ①当該科目又は当該学期の全ての受験を無効にすると共に、戒告処分とし、その旨を告示する。
- ②大学院規則第34条に基づく懲戒処分（訓告、停学、退学）
- ③不正行為の事実を研究科長名の文書にて保証人に通知する。

(2) レポートの不正行為

レポート等においてwebサイトからのコピー・ペーストや、他人の作成した著作物の丸写しや無断引用及びレポートの代筆等の不正行為が行われた場合も、当該学期の授業科目の履修をすべて無効とするなど規則によって処分されます。

8) 休講・補講・集中講義

(1) 休講

授業が休講になる場合は、掲示またはメールによって周知します。

また、地震などの自然災害により不測の事態が発生した場合は、そのつど指示します。

(2) 補講

授業回数が不足した場合には、補講を行います。補講については、授業中または掲示やメールにより連絡します。

(3) 集中講義

授業科目によっては、集中講義を行うことがあります。掲示により連絡します。

9) 静岡理工科大学大学院との単位互換制度

平成17年度より静岡理工科大学大学院理工学研究科と、相互の交流と協力を振興し、教育課程の充実を図ることを目的として単位互換を実施しています。

相手研究科の教育課程の中から履修対象科目を選定指定し、在学中6単位を超えない範囲で履修できます。募集は4月、9月です。

10) 他研究科の授業科目の履修

他研究科長の許可を得て、本学大学院の他研究科等の授業科目を履修することができます。

11) 他大学院の授業科目の履修

入学前、他大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、入学後、本学大学院の授業科目を履修したものとみなすことができます。この単位数は編入学、転入学の場合を除き、10単位を超えない範囲で認定される場合があります。本大学院の単位として認定を受けたい場合は、学期の始めに工学部教務係で所定の手続きをしてください。

また、入学後、他大学院において履修した授業科目について修得した単位を、10単位を超えない範囲で本学の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができます。この場合も、工学部教務係で所定の手続きをしてください。

12) 連携大学院について

連携大学院とは、学外における高度な研究水準をもつ国立試験研究所や民間などの研究所の施設・設備や人的資源を活用して大学院教育を行う教育研究方法の一つです。本専攻は、静岡県試験研究機関、独立法人産業技術総合研究所、独立法人宇宙航空研究開発機構総合技術研究本部と協定を締結しています。希望者は、工学部教務係で所定の手続きをしてください。

13) 教員職員免許状（高等学校教諭専修免許状：工業）取得について

教員免許状（高等学校教諭専修免許状（工業））取得希望の者は高等学校教諭一種免許状（工業）を取得していることが条件となります。

大学院在籍時に、教科に関する科目を最低24単位以上修得しなければなりません。（事業開発マネジメントコースを除く。）

ただし、各コースごとに定められた課程修了に必要な特別研究（研究第一・第二）の単位（8～12単位）は、教員免許状（専修）を取得に必要な教科に関する専門科目の単位数には含まれないので、注意してください。

14) 大学院生の学部教職科目受講について

大学院生が教職等の資格取得のために、大学教育センター又は学部が開講する授業科目を 16 単位以内で受講ができます。受講については指導教員及び所属専攻長の許可が必要です。

なお、修得した単位は大学院の課程を修了するための単位に算入しません。

15) 英語対応授業について

英語での講義を中心とした英語対応授業を開講しています。該当科目は、「2) 授業科目」のページで確認してください。

16) 副専攻制度について

総合科学技術研究科では副専攻制度を導入しました。これは、修了要件単位(30 単位)以外に、副専攻を希望するコース又は専攻の対象科目の中から 8 単位以上履修した場合、申請により副専攻修了証が授与されます。

副専攻対象科目は、67 ページから記載しておりますので、副専攻を希望するコース又は専攻の条件をよく確認したうえで履修してください。なお、他専攻の科目を履修申請する場合は、工学部教務係で所定の手続きをしてください。

17) 修士論文、特定課題研究の評価基準について

修士論文（事業開発マネジメントコースは、特定課題研究）を評価するうえで、以下の要件が評価基準となりますので、指導教員と確認のうえ、論文等を作成してください。

修士論文の評価基準

1. 研究課題に対して、先行研究に対する調査が行われていること
2. 研究の進め方が適切であること
3. 論理的な検証から展開された考察・結論を含むこと
4. 研究内容に新規性、独創性もしくは有用性を含むこと
5. 論文の構成と表現方法が妥当であること

特定課題研究の評価基準

1. 事例・先行研究の調査の上で、実務や社会に根差した、あるいは、現実に展開できる研究課題が設定されていること
2. 研究の進め方が適切であること
3. 論理的な検証から展開された考察・結論を含むこと
4. 研究内容に有効性もしくは独創性を含むこと
5. 論文の構成と表現方法が妥当であること

II – 2 各コースの紹介

1) 理念

(1) 機械工学コース

機械工学とは、人類にとって豊かで快適かつ安全な生活を支える各種機械を開発・設計・使用するための基盤をなす極めて広範な学問です。自動車、重工、家電、航空宇宙、ロボット、医療といった様々な産業分野の基礎となっていると同時に、光工学、電気電子工学など多くの分野を融合し、常に新しい時代に対応して刷新が続けられています。

当コースでは、機械工学に関する確かな基礎能力と高い専門能力を持つとともに、斬新な発想と豊かな創造性を發揮して社会に貢献することができるような高度技術者や研究者を育てようとしています。そのため、単に機械工学に関する能力だけでなく、自然科学全般にわたる広い視野、多面的思考力、技術者として必要なコミュニケーション能力や語学に関する基礎能力、高い技術者倫理、デザイン能力、自主的・継続的学習能力、計画・実行能力、チームワーク能力などをあわせ持つ人材を養成します。

(2) 電気電子工学コース

電気電子工学は、現代社会を支えるあらゆる科学・技術の基盤となっており、関連分野と融合しながら発展を続けています。本電気電子工学コースでは、情報エレクトロニクス、およびエネルギー・電子制御の各専門分野における深い知識を習得し、さまざまな問題解決あるいは新技術の開発研究に応用できる能力を養うとともに、多面的に物事を考える能力、創造性豊かなデザイン能力を身に付けることを教育・研究目標とします。

(3) 電子物質科学コース

電子物質科学コースでは、"「仁愛を基礎にした自由啓発」の精神を尊び、人類の豊かな未来と学術の発展に貢献すること"と言う静岡大学工学部の理念を深化させ、将来の日本の発展に不可欠なエネルギー産業の育成や自動車を代表とする輸送機器産業あるいは電気電子機器産業の維持とさらなる発展に不可欠な電子デバイスの創製や M(N)EMS のような今後発展が予想されるナノデバイスまでの幅広い学問分野と科学技術に関する教育と研究を行い、広範囲な専門的知識に根ざした新規な融合学問領域の開拓に貢献できる優れた人材の育成を目標としています。

未来材料創製と再生可能エネルギーの開発という観点から、材料化学を応用、展開できる人材の育成を行うとともに、新規電子デバイスやエネルギーデバイスの基礎となる新規学問領域の発展に寄与できる人材育成を目指した教育を行います。すなわち光・ナノ材料やエネルギー関連材料の開発が可能な優れた人材の育成と、グローバルな視点をもち世界で活躍できる人材の輩出を目標とした教育と研究を行います。

(4) 化学バイオ工学コース

化学バイオ工学コースの目標は、「化学をベースとした工学的な応用力を身につけ、研究開発や化学システム構築に対して目的遂行を着実に達成するリーダーたる人材を養成する」ことです。未来の「化学技術」には、化学的な知識や応用力を駆使することで生活を豊かにする機能性物質の創造と、それを環境調和型社会の構築に役立てることが求められています。また、最近では化学プロセスにバイオ技術をブレンドした新しい技術開発も求められています。そこで、本コースでは、物質変換材料や生体機能性材料などの環境調和を指向した高機能性物質のデザインと創成を図るべく、環境化学と応用化学、化学システム工学を融合させた応用ケミカルエンジニアリングに関する専門知識の修得、ならびに化学技術と生物工学を融合させた「生物からのものづくり技術」であるケミカルバイオエンジニアリングに関する知識の修得を目指します。そして、修得した専門技術を総合的に活用し、自らが問題提起して解析、そして解決する論理的な思考力と想像力を備えたケミカルエンジニアの育成を教育研究目標に掲げています。この目標の実現のために、本コースは「環境応用化学分野」と「バイオ応用工学分野」の2分野を軸に構成されています。

(5) 数理システム工学コース

本コースでは、「目的や価値へ正面からアプローチする」人工科学を軸とするシステム工学と数理科学に関する教育と研究に取り組みます。最適化、シミュレーション、リスク管理からなるシステム技術とモデリング、数値計算からなる数理科学を基礎として学び、情報システムや環境評価に関する専門的な学問を学ぶことで、人と環境にやさしいシステム作りに貢献できる学生を育成します。

数理システム工学コースのカリキュラムには以下の特徴があります。

- ①コースのコア専門科目、高い専門性の専攻専門科目および英語で講義する英語対応科目を開設する。
- ②本コースは学科専攻の6年一貫教育の枠組みを活用して、院生が学科専門科目での指導補助にあたることを課した大学院必修科目を用意し、大学院生が学部で得た知識を実践することで応用力の向上を目指す。
- ③学生の選択により、主専攻の他、副専攻を履修できるようにし、副専攻修了に必要な履修要件をコア専門科目と専攻専門科目の組み合わせにより設定する。

これにより、システム工学と自分の専門分野における修士課程修了生としての専門性を修得し、修士研究においては、主指導教員および副指導教員の研究指導のもと、より高度なコミュニケーション能力、プレゼンテーション能力、自ら学ぶ能力、創造性、課題発見能力、課題探究・解決能力を養成します。

(6) 事業開発マネジメントコース

本コースは、起業を目指す学生及び経営に携わる社会人に開放するコースとして、企業や組織のマネジメントを担う技術者や新しい事業創造に活躍できる人材（財）の育成を目標とします。また、長期視点に立つもの・ことづくり人材（財）教育だけでなく、現実的な目の前の課題解決にも資する下記人材（財）の育成につとめます。

- ・将来に向けて日本及び地域産業が求めるもの・ことづくり技術者及び経営者
- ・技術経営を実践できる人材（財）
- ・思想と実践を統合し、新たな社会的価値を生み出し、発信できる人材（財）

2) 授業科目

研究科共通科目

区分	授業科目名	単位数	備考
研究科共通科目	MOTベンチャー戦略論Ⅰ	2	
	MOTベンチャー戦略論Ⅱ	2	
	現代経営論	2	
	知的財産論	2	
	希少資源戦略論	2	
	先端機器分析科学Ⅰ	2	
	先端機器分析科学Ⅱ	2	
	フロンティア科学特論Ⅰ	1	
	フロンティア科学特論Ⅱ	1	
	科学技術者倫理	2	
	現代科学の最前線Ⅰ	1	
	現代科学の最前線Ⅱ	1	
	科学コミュニケーション演習Ⅰ	1	
	科学コミュニケーション演習Ⅱ	1	
	※ 環境科学特論	2	
	科学技術政策特論	2	
	マーケティング論	2	
	情報システム論	2	
	情報セキュリティマネジメント論	2	
	応用数学概論	2	
	応用数学特論	2	
	量子工学特論	2	
	工学基礎化学特論Ⅰ	2	
	工学基礎化学特論Ⅱ	2	
	応用生命科学概論	2	
	応用プログラミング	2	
	システム・ネットワーク論	2	
	※ コミュニケーション論	2	
	※ 情報資源総論	2	
	情報社会セキュリティ論	2	
	先端フィールド科学特別演習	1	

区分	授業科目名	単位数	備考
研究科共通科目	環境システム工学	1	
	生物多様性保全学	1	
	Science and Technology in Japan	2	
	Shizuoka Enterprises in South and Southeast Asia	2	
	Professional Presentations in English	1	
	English Thesis Writing	1	
	大学院キャリアデザイン	1	
	大学院インターンシップ	1	
	海外大学交流研修	2	
	創造科学技術入門セミナーⅠ	1	
	創造科学技術入門セミナーⅡ	1	
	博士キャリアデザイン	1	
	創造科学技術インターンシップ演習	1	
	創造科学技術先端機器分析演習Ⅰ	1	
	創造科学技術先端機器分析演習Ⅱ	1	

※ は、英語対応授業

機械工学コース

区分	授業科目名	コース必修単位数	コース選択単位数	備考
コース必修科目	※ 機械工学セミナー第一	2		
	※ 機械工学セミナー第二	2		
	※ 機械工学研究第一	4		
	※ 機械工学研究第二	4		
コア専門科目	宇宙工学特論		2	4 単位以上を修得すること
	流体力学特論		2	
	応用熱工学特論 I		2	
	材料強度設計		2	
	ロボット工学特論		2	
	生産システム特論		2	
	信号処理		2	
	フォトニクス工学		2	
	メカトロニクス特論		2	
	Advanced Photonics		2	
	Advanced Thermal Engineering		2	
	航空工学特論		2	
	環境エネルギー工学特論		2	
	応用熱工学特論 II		2	
	複合材料工学		2	
コース選択科目	塑性理論		2	
	数値塑性力学		2	
	振動工学特論		2	
	情報工学特論		2	
	マルチフィジックス		2	
	超精密計測		2	
	マイクロメカニクス		2	
	振動・波動工学		2	
	ヒューマンセンシング		2	
	Technical Writing & Presentation		2	
	Advanced Mechanical Engineering I		2	
	Advanced Mechanical Engineering II		2	
	Advanced Mechanical Engineering III		2	
	Advanced Mathematics for Engineers		2	
	Advanced Physics for Engineers		2	
	Advanced Chemistry for Engineers		2	

※ は、英語対応授業

電気電子工学コース

区分	授業科目名	コース必修単位数	コース選択単位数	備考
コース必修科目	※ 電気電子工学セミナー第一	2		
	※ 電気電子工学セミナー第二	2		
	※ 電気電子工学研究第一	4		
	※ 電気電子工学研究第二	4		
コース選択科目	応用エレクトロニクス特論	2	4 単位以上を修得すること	
	デジタル計測工学特論	2		
	※ デジタル通信システム特論	2		
	※ 視聴覚情報処理工学特論	2		
	※ 電機エネルギー変換工学特論	2		
	Advanced Control System Engineering	2		
	音響工学特論	2		
	生体計測工学特論	2		
	認知脳科学特論	2		
	薄膜工学特論	2		
	電力システム工学特論	2		
	画像情報処理工学特論	2		
	集積回路プロセス工学特論	2		
	電気電子工学特別講義第一	1		
	電気電子工学特別講義第二	1		
	※ 光エレクトロニクス	2		
	※ 生命工学特論	2		
	※ 高電圧・放電工学特論	2		
	Advanced Solid State Physics	2		
	※ 集積電子回路工学特論	2		
	Advanced Mathematics for Engineers	2		
	Advanced Physics for Engineers	2		
	Advanced Chemistry for Engineers	2		

※ は、英語対応授業

電子物質科学コース

区分	授業科目名	コース必修単位数	コース選択単位数	備考
コース必修科目	※ 電子物質科学セミナー第一	2		
	※ 電子物質科学セミナー第二	2		
	※ 電子物質科学研究第一	4		
	※ 電子物質科学研究第二	4		
コース選択科目	Advanced Solid State Physics	2		4 単位以上を修得すること
	※ 集積電子回路工学特論	2		
	Advanced Quantum Electronics	2		
	Nanomaterials	2		
	Energy Chemistry	2		
	プラズマエレクトロニクス	2		
	結晶工学	2		
	半導体電子物性論	2		
	エネルギーデバイス物性論	2		
	波動光学	2		
	量子電子物性	2		
	ナノ構造物の電気伝導論	2		
	量子効果デバイス	2		
	光デバイス特論	2		
	電子ディスプレイ工学	2		
	無機材料特論	2		
	高分子材料特論	2		
	光機能材料特論	2		
	エネルギー材料特論	2		
	固体表面化学特論	2		
	材料物性特論	2		
	材料評価特論	2		
	技術者倫理特論	2		
	電子物質科学特別講義第一	1		
	電子物質科学特別講義第二	1		
	Advanced Mathematics for Engineers	2		
	Advanced Physics for Engineers	2		
	Advanced Chemistry for Engineers	2		

※ は、英語対応授業

化学バイオ工学コース

区分	授業科目名	コース必修単位数	コース選択単位数	備考
コース必修科目	※ 特別セミナー I	2		
	※ 特別セミナー II	2		
	※ 化学バイオ工学研究 I	4		
	※ 化学バイオ工学研究 II	4		
コース選択科目	無機化学特論	2		6 単位以上を修得すること
	物理化学特論	2		
	Advanced Organic Chemistry	2		
	Advanced Chemical Engineering	2		
	生体高分子材料学特論	2		
	生物化学工学特論	2		
	バイオミメティック工学	2		
	Advanced Bio-functional Molecules	2		
	Microbes and Enzyme Engineering	2		
	応用化学特論	2		
一般専門科目	生物物理化学特論	2		
	バイオ光工学特論	2		
	生物資源利用特論	2		
	生体医用情報工学特論	2		
	Environmental Engineering	2		
	Advanced Bioorganic chemistry	2		
	技術者倫理特論	2		
	Advanced Mathematics for Engineers	2		
	Advanced Physics for Engineers	2		
	Advanced Chemistry for Engineers	2		

※ は、英語対応授業

数理システム工学コース

区分	授業科目名	コース必修単位数	コース選択単位数	備考
コース必修科目	応用システム工学演習	2		
	※ 数理システム工学セミナー第一	2		
	※ 数理システム工学セミナー第二	2		
	※ 数理システム工学研究第一	4		
	※ 数理システム工学研究第二	4		
コース選択科目	環境計画		2	4 単位以上を修得すること
	動的システム論		2	
	※ 分散システム論		2	
	集合・論理・位相		2	
	離散システム論		2	
	自然の数理論		2	
	環境シミュレーション特論		2	
	リスクマネジメント		2	
	非線形モデリング論		2	
	音声情報処理論		2	
	数値計算アルゴリズム論		2	
	線形代数学統論		2	
	数学解析		2	
	応用解析		2	
	※ 最適化理論		2	
	Technical Writing & Presentation		2	
	Environmental Engineering		2	
	※ シミュレーション及び演習		2	
	Advanced Mathematics for Engineers		2	
	Advanced Physics for Engineers		2	
	Advanced Chemistry for Engineers		2	

※ は、英語対応授業

数理システム工学コース（英語受験入学生）

区分	授業科目名	コース必修単位数	コース選択単位数	備考
コース必修科目	※ 数理システム工学セミナー第一	2		
	※ 数理システム工学セミナー第二	2		
	※ 数理システム工学研究第一	4		
	※ 数理システム工学研究第二	4		
コース選択科目	環境計画		2	4単位以上を修得すること
	動的システム論		2	
	※ 分散システム論		2	
	集合・論理・位相		2	
	※ 最適化理論		2	
	離散システム論		2	
	自然の数理論		2	
	環境シミュレーション特論		2	
	リスクマネジメント		2	
	非線形モデリング論		2	
	音声情報処理論		2	
	数値計算アルゴリズム論		2	
	線形代数学統論		2	
	数学解析		2	
	応用解析		2	
	Technical Writing & Presentation		2	
	Environmental Engineering		2	
	※ シミュレーション及び演習		2	
	Advanced Mathematics for Engineers		2	
	Advanced Physics for Engineers		2	
	Advanced Chemistry for Engineers		2	

※ は、英語対応授業

事業開発マネジメントコース

区分	授業科目名	コース必修単位数	コース選択単位数	備考
コース必修科目	※ 特定課題研究Ⅰ	4		
	※ 特定課題研究Ⅱ	4		
	※ 特定課題研究Ⅲ	4		
コース選択科目	マーケティング入門		2	
	経営戦略論		2	
	ものづくり戦略論		2	
	データ分析及び演習		2	
	財務戦略論		2	
	プロジェクトマネジメント		2	
	知財戦略論		2	
	ビジネスコミュニケーション		2	
	リスクマネジメント論Ⅰ		2	
	リスクマネジメント論Ⅱ		2	
	SHIEN（支援）学入門		2	
	※ マネジメント特論Ⅰ		2	
	マネジメント特論Ⅱ		2	
	マネジメント特論Ⅲ		2	
	社会調査及び多変量解析入門		2	
	※ シミュレーション及び演習		2	
	アントレプレナーシップ		2	
	科学コミュニケーション		2	
	経営のためのインテリジェンスづくり		2	
	地域イノベーション		2	
	先端技術レビュー		2	
	オペレーションズ・リサーチ		2	
	Technical Writing & Presentation		2	
	※ 最適化理論		2	
	Advanced Mathematics for Engineers		2	
	Advanced Physics for Engineers		2	
	Advanced Chemistry for Engineers		2	

※ は、英語対応授業

II – 3 副専攻の履修について

副専攻制度について

総合科学技術研究科では、副専攻制度を導入しました。これは、修了要件単位（30 単位）以外に、副専攻を希望する専攻・コースの対象科目の中から 8 単位以上履修した場合、申請により副専攻修了証が授与されます。なお、専攻内の他コースだけでなく、他専攻・コースを副専攻とすることもできます。

申請

副専攻対象科目は、次ページから記載しておりますので、副専攻を希望する専攻・コースの条件をよく確認したうえで履修してください。

他専攻の科目を履修申請する場合は、指導教員の許可を得た後、工学部教務係で他専攻科目履修の手続きをしてください。本専攻内で他コースを副専攻として履修を希望する場合、事前の申請は必要ありません。

副専攻プログラム

各専攻、コース、分野（共通科目）の副専攻対象科目及び認定の条件は、下記及び表のとおりです。

学生の選択により、主専攻のほか、副専攻の履修ができるように、コース専門科目及び研究科共通科目のなかに指定された分野（各専攻・コースに対応した分野及び「防災」「環境リーダー」「生物情報科学」「アジアブリッジプログラム」の専攻横断的分野）の副専攻科目群を置き、8 単位以上の履修をそれぞれの分野の副専攻認定の条件とします。

副専攻修了認定

1. 副専攻の修了認定を希望する学生は、修了時までに、当該副専攻プログラムから 8 単位以上修得してください。
2. 副専攻修了認定を希望する学生は、指定された期日までに所定の事務手続きを完了してください。
3. 副専攻修了認定は、教授会の議を経て、研究科長が認定します。
4. 研究科長は、副専攻修了認定を受けた学生に修了したことを証明する修了証を授与します。
5. 副専攻修了を証明する書類は前記 4 の修了証のほかは別途に証明書は発行しません。

副専攻履修科目の単位

副専攻の修了要件と主専攻の修了要件は独立に定められているので、それぞれに必要な単位を履修するようにして下さい。

情報学専攻 ※ 印は英語対応科目

科目区分	授業科目的名称	単位数	副専攻認定の条件
共 研 究 科 目	システム・ネットワーク論	2	この 4 科目のうちから、 2 単位以上を修得すること
	※ コミュニケーション論	2	
	※ 情報資源総論	2	
	情報社会セキュリティ論	2	
コ ース 選 択 科 目	ソフトウェア工学	2	この 13 科目のうちから、 6 単位以上を修得すること
	アーキテクチャ設計論	2	
	データ工学	2	
	※ ネットワークシステム論	2	
	※ 認知科学論	2	
	知的インターフェース論	2	
	音声情報処理論	2	
	※ 画像情報処理論	2	
	デジタルコンテンツ特論	2	
	情報システム設計論	2	
	地理情報科学特論	2	
	情報政策特論	2	
	※ 言語理論特論	2	

理学専攻数学コース ※ 印は英語対応科目

科目区分	授業科目的名称	単位数	副専攻認定の条件
コ ース 選 択 科 目	※ 代数学特論	2	この 12 科目のうちから、 8 単位以上を修得すること
	※ 代数系特論	2	
	※ 幾何学特論	2	
	※ 幾何系特論	2	
	※ 解析学特論	2	
	※ 解析系特論	2	
	※ 数理解析学特論	2	
	※ 数学基礎論特論	2	
	※ 確率論特論	2	
	※ 複素解析学特論	2	
	※ 位相数学特論	2	
	※ 組合せ数学特論	2	

理学専攻物理学コース ※ 印は英語対応科目

科目区分	授業科目的名称	単位数	副専攻認定の条件
コ ース 選 択 科 目	※ 物理学特別演習Ⅲ	2	この 15 科目のうちから、 8 単位以上を修得すること
	※ 物理学特別演習Ⅳ	2	
	※ 数理物理学特論	1	
	※ 多体系数理特論	2	
	※ 量子光学特論	2	
	※ 相対論的量子力学特論	2	
	※ 素粒子物理学特論	2	
	※ 物性物理学特論	2	
	※ 実験物理学特論	2	

※ プラズマ実験学特論	1
※ 生物物理学特論	2
物理学特別講義 I	1
物理学特別講義 II	1
物理学特別講義 III	1
物理学特別講義 IV	1

理学専攻化学コース ※ 印は英語対応科目

科目区分	授業科目的名称	単位数	副専攻認定の条件
コース選択科目	※ 構造物理化学特論	2	この 19 科目のうちから、8 単位以上を修得すること
	※ 化学統計学特論	2	
	※ 遺伝生化学特論	2	
	※ 生化学特論	2	
	※ 無機化学特論	2	
	※ 無機固体化学特論	2	
	※ 無機量子化学特論	2	
	※ 有機化学特論	2	
	※ 有機金属化学特論	2	
	※ 有機超分子化学特論	2	
	※ 構造有機化学特論	2	
	※ 放射線測定・解析特論	1	
	※ 放射能利用分析特論	1	
	※ 放射科学特別演習	1	
	※ 先進放射化学特論	2	
	※ 先進エネルギー化学特論	2	
	※ 放射線管理学特別実習	1	
	化学特別講義 I	1	
	化学特別講義 II	1	

理学専攻生物科学コース ※ 印は英語対応科目

科目区分	授業科目的名称	単位数	副専攻認定の条件
コース選択科目	※ 細胞生物学特論 I	1	この 26 科目のうちから、8 単位以上を修得すること
	※ 細胞生物学特論 II	1	
	※ 発生生物学特論 I	1	
	※ 発生生物学特論 II	1	
	※ 分子生物学特論 I	1	
	※ 分子生物学特論 II	1	
	※ 分子遺伝学特論 I	1	
	※ 分子遺伝学特論 II	1	
	※ 内分泌学特論 I	1	
	※ 内分泌学特論 II	1	
	※ 神経科学特論 I	1	
	※ 神経科学特論 II	1	
	※ 微生物学特論 I	1	
	※ 微生物学特論 II	1	
	※ 植物発生学特論 I	1	
	※ 植物発生学特論 II	1	
	※ 植物生理学特論 I	1	
	※ 植物生理学特論 II	1	

※ 分子発生学特論 I	1
※ 分子発生学特論 II	1
※ 植物分類学特論 I	1
※ 植物分類学特論 II	1
生物科学特別講義 I	1
生物科学特別講義 II	1
生物科学特別講義 III	1
生物科学特別講義 IV	1

理学専攻地球科学コース ※ 印は英語対応科目

科目区分	授業科目的名称	単位数	副専攻認定の条件
コース選択科目	※ 進化古生物学特論	2	この 9 科目のうちから、8 単位以上を修得すること
	※ 多様性生物学特論	2	
	※ 地球環境微生物学特論	2	
	※ 構造地質学特論	2	
	※ 構造岩石学特論	2	
	※ 地球化学特論	2	
	※ 第四紀学特論	2	
	※ 海洋学特論	1	
	※ 古動物学特論	2	

工学専攻機械工学コース

科目区分	授業科目的名称	単位数	副専攻認定の条件
コア専門科目	宇宙工学特論	2	この 9 科目のうちから、4 単位以上を修得すること
	流体力学特論	2	
	応用熱工学特論 I	2	
	材料強度設計	2	
	ロボット工学特論	2	
	生産システム特論	2	
	信号処理	2	
	フォトニクス工学	2	
	メカトロニクス特論	2	
コース選択科目	航空工学特論	2	この 13 科目のうちから、4 単位以上を修得すること
	環境エネルギー工学特論	2	
	応用熱工学特論 II	2	
	複合材料工学	2	
	塑性理論	2	
	数値塑性力学	2	
	振動工学特論	2	
	情報工学特論	2	
	マルチフィジックス	2	
	超精密計測	2	
	マイクロメカニクス	2	
	振動・波動工学	2	
	ヒューマンセンシング	2	

工学専攻電気電子工学コース ※ 印は英語対応科目

科目区分	授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
コース選択科目 コア専門科目	応用エレクトロニクス特論	2	この 6 科目のうちから、8 単位以上を修得すること
	デジタル計測工学特論	2	
	※ デジタル通信システム特論	2	
	※ 視聴覚情報処理工学特論	2	
	※ 電機エネルギー変換工学特論	2	
	Advanced Control System Engineering	2	

工学専攻電子物質科学コース ※ 印は英語対応科目

科目区分	授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
コース選択科目 コア専門科目	Advanced Solid State Physics	2	この 25 科目のうちから、8 単位以上を修得すること。 ただし、工学専攻電気電子工学コースの学生は「Advanced Solid State Physics」及び「集積電子回路工学特論」を除く 23 科目から、工学専攻化学バイオ工学コースの学生は「技術者倫理特論」を除く 24 科目から、8 単位以上を修得すること。
	※ 集積電子回路工学特論	2	
	Advanced Quantum Electronics	2	
	Nanomaterials	2	
	Energy Chemistry	2	
	プラズマエレクトロニクス	2	
	結晶工学	2	
	半導体電子物性論	2	
	エネルギーデバイス物性論	2	
	波動光学	2	
	量子電子物性	2	
	ナノ構造物の電気伝導論	2	
	量子効果デバイス	2	
	光デバイス特論	2	
	電子ディスプレイ工学	2	
	無機材料特論	2	
	高分子材料特論	2	
	光機能材料特論	2	
	エネルギー材料特論	2	
	固体表面科学特論	2	
	材料物性特論	2	
	材料評価特論	2	
	技術者倫理特論	2	
	電子物質科学特別講義第一	1	
	電子物質科学特別講義第二	1	

工学専攻化学バイオ工学コース

科目区分	授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
コース選択科目 コア専門科目	無機化学特論	2	この 9 科目のうちから、6 単位以上を修得すること
	物理化学特論	2	
	生体高分子材料学特論	2	
	生物化学工学特論	2	
	バイオミメティック工学	2	
	Advanced Organic Chemistry	2	

コース選択科目	Advanced Chemical Engineering	2	この7科目のうちから、2単位以上を修得すること。 ただし、工学専攻数理システム工学コースの学生は「Environmental Engineering」を除く6科目のうちから、2単位以上を修得すること。
	Advanced Bio-functional Molecules	2	
	Microbes and Enzyme Engineering	2	
	応用化学特論	2	
	生物物理化学特論	2	
	バイオ光光学特論	2	
	生物資源利用特論	2	

工学専攻数理システム学コース ※印は英語対応科目

科目区分	授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
コース選択科目	環境計画	2	この4科目のうちから、4単位以上を修得すること
	動的システム論	2	
	※ 分散システム論	2	
	集合・論理・位相	2	
コース選択科目	離散システム論	2	この11科目のうちから、4単位以上を修得すること。 ただし、工学専攻事業開発マネジメントコースの学生は「リスクマネジメント」及び「最適化理論」を除く9科目のうちから、4単位以上を修得すること。
	自然の数理論	2	
	環境シミュレーション特論	2	
	リスクマネジメント	2	
	非線形モデリング論	2	
	音声情報処理論	2	
	数値計算アルゴリズム論	2	
	線形代数学統論	2	
	数学解析	2	
	応用解析	2	
	※ 最適化理論	2	

工学専攻事業開発マネジメントコース ※印は英語対応科目

科目区分	授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
コース選択科目	マーケティング入門	2	この5科目のうちから、2単位以上を修得すること
	経営戦略論	2	
	ものづくり戦略論	2	
	データ分析及び演習	2	
	財務戦略論	2	

コース選択科目	プロジェクトマネジメント	2	この 15 科目のうちから、6 単位以上を修得すること。ただし、工学専攻数理システム 工学コースの学生は「リスク マネジメント論 I」及び「シミュレーション及び演習」を 除く 13 科目のうちから、6 単位以上を修得すること。
	知財戦略論	2	
	リスクマネジメント論 I	2	
	リスクマネジメント論 II	2	
	SHIEN (支援) 学入門	2	
	※ マネジメント特論 I	2	
	マネジメント特論 II	2	
	マネジメント特論 III	2	
	社会調査及び多変量解析入門	2	
	※ シミュレーション及び演習	2	
	アントレプレナーシップ	2	
	経営のためのインテリジェンスづくり	2	
	地域イノベーション	2	
	先端技術レビュー	2	
	オペレーションズ・リサーチ	2	

農学専攻 ※ 印は英語対応科目

科目区分	授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
コース選択科目	果樹園芸学特論	1	この 13 科目のうちから、4 単位以上を修得すること
	花卉園芸学特論	1	
	野菜園芸学特論	1	
	収穫後生理学特論	1	
	応用昆虫学特論	1	
	植物病理学特論	1	
	植物病原細菌学特論	1	
	持続可能型農業科学特論	1	
	農業経営経済学特論	1	
	天然物有機化学特論	1	
	生物化学特論	1	
	細胞生物学特論	1	
	※ 環境森林科学概論	2	
コース選択科目	害虫防除学特論	1	この 26 科目のうちから、4 単位以上を修得すること
	植物分子遺伝学特論	1	
	ゲノミクス遺伝学特論	1	
	農業生態学特論	1	
	環境社会学特論	1	
	生態学特論	1	
	環境微生物学特論	1	
	保全生物学特論	1	
	環境情報学特論	1	
	生態影響評価学特論	1	
	住環境科学特論	1	
	食品栄養化学特論	1	
	動物生理学特論	1	

生物産業特論	1
造林学特論	2
砂防工学特論	2
山地水文学特論	2
林業工学特論	2
改良木材学特論 I	2
木質構造学特論	2
改良木材学特論 II	2
木質生化学特論	2
高分子複合材料学特論	2

生物情報科学

科目区分	授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
研究科共通科目	統合オミックス特論 I	2	この5科目8単位を修得すること
	統合オミックス特論 II	2	
	分子構造解析特論	2	
	分子構造解析演習	1	
	ゲノム機能解析演習	1	

防災

科目区分	授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
研究科共通科目	災害情報学特論	2	この5科目8単位を修得すること
	津波工学特論	2	
	リスクマネジメント概論	2	
	地震災害論	1	
	火山災害論	1	

環境リーダー

科目区分	授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
研究科共通科目	環境解析学	1	この6科目8単位を修得すること
	環境生態系学	2	
	生物地球化学	2	
	環境倫理学	1	
	環境システム工学	1	
	生物多様性保全学	1	

アジアブリッジプログラム

科目区分	授業科目的名称	単位数	副専攻認定の条件
研究科共通科目	Science and Technology in Japan	2	この2科目4単位を修得すること
	Shizuoka Enterprises in South and Southeast Asia	2	
上記以外の研究科共通科目及び各専攻のコース選択科目で、英語によって提供される科目（科目名が英語のもの）及び「英語対応科目（英語のテキストを使用し、英語による説明を併用）」のうちから、4単位以上を修得すること。			

第Ⅲ部 大学院規則

大学院総合科学技術研究科規則

学位規程及び関係法令

静岡大学大学院規則

昭和39年4月27日

第1章 総則

(大学院の目的)

第1条 静岡大学大学院(以下「大学院」という。)は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 大学院は、研究科等又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を研究科等規則に定め、公表するものとする。

(自己評価等)

第2条 大学院の教育研究水準の向上を図り、大学院の目的及び社会的使命を達成するため、大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 大学院は、前項の点検及び評価の結果について、大学院以外の者による検証を受けるものとする。

3 前2項の点検及び評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科)

第3条 大学院に次の研究科を置く。

人文社会科学研究科

教育学研究科

総合科学技術研究科

法務研究科

(教育部及び研究部)

第3条の2 大学院に、教育組織として自然科学系教育部を、研究組織として創造科学技術研究部を置く。

2 前項の教育部及び研究部を、「創造科学技術大学院」と称する。

3 前2項に関し、必要な事項は、別に定める。

(修士課程、博士課程、専門職学位課程)

第4条 人文社会科学研究科及び総合科学技術研究科に修士課程を、自然科学系教育部に後期3年のみの博士課程(以下「博士課程」という。)を、教育学研究科に修士課程、博士課程及び専門職学位課程を、法務研究科に専門職学位課程を置く。ただし、教育学研究科の専門職学位課程は、教職大学院の課程として取り扱い、法務研究科の専門職学位課程は、法科大学院の課程として取扱うものとする。

2 修士課程においては、広い視野に立った精深な学識を養い、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うものとする。

3 博士課程においては、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又

はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

- 4 専門職学位課程においては、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うものとする。
- 5 専門職学位課程のうち、教職大学院の課程においては、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うことを目的とし、法科大学院の課程においては、専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする。

(専攻)

第5条 各研究科及び教育部（以下「研究科等」という。）に次の専攻を置く。

人文社会科学研究科 臨床人間科学専攻

比較地域文化専攻

経済専攻

教育学研究科 学校教育研究専攻

共同教科開発学専攻

教育実践高度化専攻

総合科学技術大学院 情報学専攻

理学専攻

工学専攻

農学専攻

自然科学系教育部 ナノビジョン工学専攻

光・ナノ物質機能専攻

情報科学専攻

環境・エネルギー・システム専攻

バイオサイエンス専攻

法務研究科 法務専攻

- 2 前項の教育学研究科共同教科開発学専攻は、前条第1項に規定する博士課程とし、愛知教育大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻と共同で実施する。

- 3 第1項の教育学研究科教育実践高度化専攻は、第4条第1項に規定する教職大学院の課程とする。

(岐阜大学大学院連合農学研究科の教育研究の実施)

第6条 岐阜大学大学院に設置される連合農学研究科の教育研究の実施に当たっては、本学及び岐阜大学が協力するものとする。

- 2 前項の連合農学研究科に置かれる連合講座は、岐阜大学の応用生物科学部（共同獣医学科及び附属動物病院を除く。）、教育学部、地域科学部、流域圏科学研究所センター及び生命科学総合研究支援センターの教員とともに、本学の総合科学技術研究科、大学教育

センター、グリーン科学技術研究所及び保健センターの教員がこれを担当するものとする。

(収容定員)

第7条 大学院の収容定員は、別表Ⅰのとおりとする。

(標準修業年限、在学年限)

第8条 修士課程及び教職大学院の課程の標準修業年限は2年とし、博士課程及び法科大学院の課程の標準修業年限は3年とする。

2 修士課程には4年、博士課程及び法科大学院の課程には6年（第51条に定める法科大学院の課程の法学既修者については、在学したとみなされる期間を含み、5年）を超えて在学することができない。

第2章 授業科目、単位及び履修方法

(教育課程の編成方針)

第9条 大学院は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに、修士課程にあっては修士論文又は特定の課題についての研究成果、博士課程にあっては博士論文（以下「学位論文等」という。）の作成に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するように適切に配慮しなければならない。

(授業及び研究指導)

第9条の2 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

(成績評価基準等の明示)

第9条の3 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 大学院は、学修の成果及び学位論文等に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(授業科目、単位等)

第9条の4 各研究科等に設ける専攻別の授業科目及び単位数等は、研究科等ごとに別に定める。

第10条 各授業科目の単位は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、当該授業による教育効果及び授業時間外に必要な学修を考慮して、次に定める基準により計算する。

(1) 講義については、1時間の授業に対して2時間の授業時間外の学修を必要とするものとし、15時間の授業をもって1単位とする。

- (2) 演習については、授業の内容により、1時間の授業に対して2時間又は0.5時間の授業時間外の学修を必要とするものとし、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験、実習及び実技については、授業の内容により、1時間の授業に対して0.5時間の授業時間外の学修を必要とするときは30時間、授業時間外の学修を要しないときは45時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 講義、演習、実験、実習又は実技のうち、複数の方法の併用により授業を行う場合は、その組み合わせに応じ、次表の学修時間により計算した総学修時間数が45時間となる授業をもって1単位とする。

授業の種類	授業1時間当たりの学修時間
講義	3時間
演習	授業の内容により 1.5時間又は3時間
実験・実習及び実技	授業の内容により 1時間又は1.5時間

(履修方法)

第11条 学生は、その在学期間にそれぞれの専攻の授業科目から、修士課程にあっては30単位以上、博士課程にあっては当該研究科等において定める所定の単位を修得し、かつ、研究指導を受けた上、学位論文等の審査及び最終試験を受けなければならない。

2 専門職学位課程については、当該研究科において定める所定の単位を修得しなければならない。

3 第1項の履修方法については、研究科等ごとに別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第11条の2 学生が、職業を有している等の事情により、第8条第1項に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育方法の特例)

第12条 大学院においては、特別の必要があると認められるときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の方法により教育を行うことができる。

(他の研究科等における授業科目の履修)

第13条 学生は、研究科長等の許可を得て、大学院の他の研究科等の授業科目を履修することができる。

(他の大学院における授業科目の履修)

第14条 教育上有益と認めるときは、学生が別に定めるところにより他の大学院におい

て履修した授業科目について修得した単位を、10 単位を超えない範囲で大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(他の大学院等における研究指導)

第 15 条 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1 年を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第 16 条 教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院及び他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、大学院において修得した単位以外のものについては、10 单位を超えないものとする。

第 3 章 課程修了の認定

(課程修了の認定)

第 17 条 修士課程修了の認定は、当該課程に 2 年以上在学して所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格した者について行う。ただし、在学期間に關しては、優れた業績を上げた者については、1 年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 博士課程修了の認定は、当該課程に 3 年（専門職大学院設置基準（平成 15 年文部科学省令第 16 号）第 18 条第 1 項の法科大学院の課程を修了したものにあっては、2 年）以上在学して所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者について行う。ただし、在学期間に關しては、優れた研究業績を上げた者については、1 年（標準修業年限が 1 年以上 2 年未満の専門職学位課程を修了したものにあっては、3 年から当該 1 年以上 2 年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

- 3 第 1 項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者（他の大学院修士課程及び博士前期課程において同様の規定による修了認定をされた者を含む。）の博士課程の修了の要件については、前項中「1 年」とあるのは「3 年（修士課程及び博士

前期課程における在学期間を含む。)」と読み替えて、同項の規定を適用する。

- 4 教職大学院の課程修了の認定は、当該課程に2年以上在学して、所定の単位を修得し、かつ、GPA (Grade Point Average) 値が、当該研究科の定める要件を満たした者について行う。
- 5 法科大学院の課程修了の認定は、当該課程に3年（法学既修者については、在学したとみなされる期間を含む。）以上在学して、所定の単位を修得し、かつ、GPA (Grade Point Average) 値が、当該研究科の定める要件を満たした者について行う。

（教員免許状）

第18条 教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を修得した者は、その修得単位によって教員の免許状の授与を受けることができる。

- 2 前項の規定により授与を受けることのできる教員の免許状の種類及び免許教科は、別表Ⅱのとおりとする。

（単位の認定）

第19条 履修授業科目の単位修得の認定は、試験の上行う。

第20条 履修した授業科目の成績は、秀・優・良・可・不可の評語で表し、秀・優・良・可を合格、不可を不合格とする。

- 2 前項の規定のほか、授業科目によっては、合及び否の評語で表すことができることとし、合を合格とし、否を不合格とする。

第4章 学位

第21条 修士課程を修了した者には修士の学位を、博士課程を修了した者には博士の学位を、教職大学院の課程を修了した者には教職修士（専門職）の学位を法科大学院の課程を修了した者には法務博士（専門職）の学位を授与する。ただし、博士の学位は、大学院に博士論文を提出してその審査に合格し、かつ大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力があると認定された者にも授与することができる。

- 2 学位に関し、必要な事項は、別に定める。

第5章 入学、転学、留学、休学及び退学

（入学時期）

第22条 学生を入学させる時期は、学年の初めとする。ただし、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと認めるときは、学期の初めとすることができます。

（入学資格）

第23条 修士課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、志望の専攻を履修するに適當と認められたものとする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下この条において「法」という。）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

- (3) 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者
 - (8) 法第 102 条第 2 項の規定により他の大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学させる場合には、大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (9) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達したもの
 - (10) 大学に 3 年以上在学した者であって、大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
 - (11) 外国において学校教育における 15 年の課程を修了した者であって、大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
 - (12) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了した者であって、大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
 - (13) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者であって、大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- 2 前項第 10 号から第 13 号までの規定により学生を入学させる場合（以下本項において「飛び入学制度」という。）は、次の各号によるものとする。
- (1) 飛び入学制度の適用の有無は、研究科ごとに定めるものとする。
 - (2) 大学院の定める「所定の単位」は、研究科ごとに定めるものとする。
 - (3) 飛び入学制度に関し必要な事項をあらかじめ公表するなど、制度が適切に運用されるよう配慮するものとする。
 - (4) 飞び入学制度の運用状況について、点検評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 3 博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、志望の専攻を履修するに適當と認められたものとする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位（法第 104 条第 1 項の規定に基づき学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）第 5 条の 2 に規定する専門職学位をいう。以下この条において同じ。）を有する者
 - (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和 51 年法律第 72 号）第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 外国の学校、第 4 号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第 16 条の 2 に規程する試験及び審査に相当する者に合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者
 - (8) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達した者
- （入学志願手続）

第 24 条 入学志願者は、入学願書に所定の書類及び検定料を添えて願い出なければならない。
（選抜試験）

第 25 条 入学志願者に対しては、選抜試験を行う。入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、当該研究科等で適切な体制を整えて行うものとする。
（入学手続）

第 26 条 選抜試験に合格した者は、誓約書に所定の書類及び入学料（入学料の免除を申請中の者を除く。）を添えて提出しなければならない。

- 2 前項の手続をしない者には、合格を取り消すことがある。
（転研究科、転専攻）

第 26 条の 2 学生で、他の研究科に転研究科を志望する者があるときは、関係両研究科の教授会（第 42 条第 1 項に規定する教授会をいう。以下同じ。）の議を経て、学長は、許可することがある。

- 2 学生で、同一研究科等の他の専攻に転専攻を志望する者があるときは、教授会の議を

経て、学長は、許可することがある。

3 第1項の規定により転研究科を許可された者の修得単位の取扱い、第8条に規定する修業年限並びに同条及び第17条に規定する在学期間の通算については、当該研究科の教授会が認定する。

(進学)

第27条 大学院の修士課程を修了し、引き続き、博士課程に進学を希望する者については、選考の上進学を許可する。

2 進学の手続きに関し必要な事項は、別に定める。

(休学)

第28条 学生が疾病その他やむを得ない事由により引き続き2月以上就学することができないときは、所定の手続を経て休学することができる。

2 疾病その他の理由で就学が不適当と認められる者は、その教授会の議を経て学長が休学を命ずることができる。

3 前2項の場合において休学の事由が消滅し復学しようとするときは、遅滞なく復学願を提出し許可を得なければならない。

第29条 休学の期間はその学年を超えてはならない。引き続き休学するときは、あらためて願い出ることができる。

2 休学期間は、修士課程においては通算2年を、博士課程及び法科大学院の課程においては通算3年(法科大学院の課程の法学既修者については、2年)を超えることはできない。

3 休学期間は在学期間に算入しない。

(再入学)

第30条 第33条の規定により退学し、又は第35条の規定(第1号による場合を除く。)により除籍となった者が、所属した研究科等に再入学を願い出た場合は、学長は、当該研究科等の教授会の議を経て、相当学年に再入学を許可することができる。

2 前項の願出に当たり、所属した研究科等が別組織となっている場合の願出先は、当該研究科の専攻と同一の専攻とみなされる専攻を置く研究科等とする。

(転入学)

第30条の2 他の大学院の学生で、大学院に転入学を希望する者については、選考の上、入学を許可することがある。

(転学)

第31条 学生が他の大学院に転学しようとするときは、あらかじめ所定の手続を経て承認を得なければならない。

(留学)

第32条 学生が外国の大学院(これに相当する教育研究機関を含む。以下同じ。)において学修し、大学院の単位として換算することができる単位を修得しようとするときは、

研究科長等を経て学長に願い出て、留学の許可を受けなければならない。

2 前項の規定による留学の期間は、原則として1年以内とし、その期間を第8条に規定する修業年限に含めることができる。

(退学)

第33条 学生は、退学しようとするときは、所定の手続きにより、学長に願い出て許可を受けなければならない。

第6章 懲戒及び除籍

(懲戒)

第34条 学生が本学の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、学長は教授会の意見を聴き、教育研究評議会の議を経てこれを懲戒する。

2 懲戒の種類は、次のとおりとする。

- (1) 訓告
- (2) 停学
- (3) 退学

(除籍)

第35条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、教授会の意見を聴いて、除籍する。

- (1) 第8条第2項に規定する在学期間を超えた者
- (2) 第29条第2項に規定する休学期間を超え、なお復学できない者
- (3) 授業料が未納で督促してもなお納付しない者
- (4) 入学料について、免除が不許可となり若しくは半額免除が許可された場合又は徴収猶予が許可若しくは不許可とされた場合に、納付期日までに納付しない者
- (5) 疾病その他の事由により、研究を継続させることが適当でないと認められる者
- (6) 死亡した者又は行方不明の届出のあった者

第7章 授業料、入学料及び検定料

(授業料の納付)

第36条 学生は、授業料を納付しなければならない。

(授業料、入学料及び検定料)

第37条 授業料、入学料及び検定料（以下次条において「授業料等」という。）の額並びに納入方法については、別に定める。

(授業料等の免除等)

第38条 学長は、経済的理由によって納付が困難である者等に対しては、授業料等を免除し、又は徴収を猶予することができる。

2 前項に関し、必要な事項は、別に定める。

第8章 教員組織

第39条 研究科等における授業、研究指導及び研究指導の補助の担当者は、次のとおりとする。

- (1) 授業は、大学院の教授、准教授及び講師が担当する。
- (2) 研究指導は、大学院の教授及び准教授が担当する。
- (3) 研究指導の補助は、大学院の教授、准教授及び講師が担当する。

2 前項の規定にかかわらず、研究科規則等の定めるところにより、授業は助教及び特任教員が、研究指導は講師、助教及び特任教員が、研究指導の補助は助教及び特任教員が担当することができる。

3 研究科等における研究指導は、原則として研究指導の補助を担当する教員を含めた複数の教員によって行うものとする。

4 大学院は、教員の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。

5 教育学研究科共同教科開発学専攻における授業、研究指導及び研究指導の補助は、第1項から前項までの規定に定めるもののほか、愛知教育大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻の教員がこれを行う。

第39条の2 大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第9章 運営組織

(大学院教務・入試委員会)

第40条 大学院の各研究科等に共通する教育及び入学者選抜に関する重要事項を審議するため、大学院教務・入試委員会を置く。

2 前項の大学院教務・入試委員会に関する規則は、別に定める。

(研究科長等)

第41条 各研究科に科長を置く。

2 創造科学技術大学院に大学院長を置く。

3 教育部に教育部長を、研究部に研究部長を置く。

(教授会)

第42条 大学院の管理運営のため、人文社会科学研究科、教育学研究科、総合科学技術研究科、創造科学技術大学院及び法務研究科に教授会を置く。

2 教授会等に関する規則は、研究科等ごとに別に定める。

第10章 大学院特別研究学生、大学院研究生、大学院科目等履修生、 大学院聴講生及び大学院特別聴講学生

(大学院特別研究学生)

第43条 他の大学院に在学する学生で、大学院において研究指導を受けようとする者があるときは、学長は、大学院特別研究学生として入学を許可することができる。

2 修士課程において研究指導を受けることができる期間は、1年以内とする。

(大学院研究生)

第44条 大学院において、特別の事項について研究しようとする者があるときは、教授研究に支障のない範囲において、選考の上、大学院研究生として入学を許可することができる。

2 大学院研究生の入学資格は、修士課程にあっては修士の学位を有する者又は大学院においてこれに相当すると認めた者、博士課程にあっては博士の学位を有する者又は大学院においてこれに相当すると認めた者とする。

3 研究期間は1年以内とする。ただし、研究期間が満了してもなお引き続き研究しようとするときは、その期間を更新することができる。

(大学院科目等履修生)

第45条 大学院の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、教授研究に支障のない範囲において、選考のうえ、大学院科目等履修生として入学を許可することができる。

2 大学院科目等履修生として入学することができる者は、第23条第1項各号のいずれか若しくは同条第3項各号のいずれかに該当する者又は当該授業科目を履修する学力があると認めた者とする。

3 大学院科目等履修生は、履修した授業科目について試験を受け単位を修得することができる。

4 履修期間は、1年以内とする。ただし、事情によりその期間を延長することができる。

5 大学院科目等履修生が教育職員免許法上の単位を修得しようとする場合に、所要資格を得ることができる教員の免許状の種類及び免許教科は、別表Ⅱのとおりとする。

(大学院聴講生)

第46条 大学院の授業科目中1科目又は数科目を選び聴講しようとする者があるときは、教授研究に支障のない範囲において、大学院聴講生として入学を許可することができる。

2 大学院聴講生の入学資格は、第23条第1項又は第3項に規定する大学院入学資格を有する者とする。ただし、大学院において、当該授業科目を聴講する能力があると認めた場合には、入学を許可することができる。

3 聽講期間は1年以内とする。ただし、引き続き聴講を希望するときは、その期間を更新することができる。

(大学院特別聴講学生)

第47条 他の大学院又は外国の大学院の学生が、大学院の授業科目の履修を願い出たときは、当該大学院との協議に基づき、学長は、大学院特別聴講学生として入学を許可することができる。

第11章 専門職学位課程

(専門職学位課程)

第48条 前章までの規定のほか、専門職学位課程に関する特別の事項は、この章の定めるところによる。

(授業の方法等)

第49条 専門職学位課程においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うため事例研究、実習又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うものとする。

(履修科目の登録の上限)

第50条 専門職学位課程においては、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

(法学既修者)

第51条 法科大学院の課程において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（法学既修者）にあっては、1年の範囲で法務研究科が認める期間在学し、30単位の範囲で法務研究科が認める単位を修得したものとみなすものとする。

2 法学既修者の認定については、法務研究科の定めるところによる。

(法務研修生)

第52条 法科大学院を修了した者が、法務研修生としての受入を願い出たときは、法務研究科はこれを受け入れることができる。

2 法務研修生について必要な事項は、法務研究科の定めるところによる。

第12章 雜則

第53条 この規則に定めるもののほかは、本学学則・学部共通細則その他学部学生に関する諸規則を準用する。

附 則 〈略〉

別表 I (第7条関係)

学生収容定員数

研究科名等	専攻名等	修士課程		博士課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人文社会科学研究科	臨床人間科学専攻	11	22				
	比較地域文化専攻	10	20				
	経済専攻	15	30				
	計	36	72				
教育学研究科	学校教育研究専攻	52	104				
	共同教科開発学専攻			4	12		
				(8)	(24)		
	教育実践高度化専攻					20	40
	計	52	104	4	12		
				(8)	(24)	20	40
総合科学技術大学院	情報学専攻	60	120				
	理学専攻	70	140				
	工学専攻	262	524				
	農学専攻	87	174				
	計	479	958				
自然科学系教育部	ナノビジョン工学専攻			13	39		
	光・ナノ物質機能専攻			12	36		
	情報科学専攻			10	30		
	環境・エネルギー・システム専攻			7	21		
	バイオサイエンス専攻			8	24		
	計			50	150		
法務研究科	法務専攻					20	60
	計					20	60
合 計		567	1134	54 (8)	162 (24)	40	100

備考 教育学研究科共同教科開発学専攻に係る入学定員、収容定員欄の()内の数字は、愛知教育大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻を含む全体の入学定員及び収容定員を外数で表している。

附 則

- 1 この規則は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 情報学研究科、理学研究科、工学研究科及び農学研究科は、この規則による改正後の静岡大学大学院規則第 3 条の規程にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表 I の規定にかかわらず、平成 27 年度における総合科学技術研究科、情報学研究科、理学研究科、工学研究科及び農学研究科の修士課程の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	収容定員
総合科学技術研究科	情報学専攻	60
	理学専攻	70
	工学専攻	262
	農学専攻	87
	計	479
情報学研究科	情報学専攻	60
	計	60
理学研究科	数学専攻	12
	物理学専攻	14
	化学専攻	18
	生物科学専攻	13
	地球科学専攻	13
	計	70
工学研究科	機械工学専攻	78
	電気電子工学専攻	49
	電子物質科学専攻	52
	化学バイオ工学専攻	49
	数理システム工学専攻	24
	事業開発マネジメント専攻	10
	計	262
農学研究科	共生バイオサイエンス専攻	34
	応用生物化学専攻	35
	環境森林科学専攻	18
	計	87

別表Ⅱ（第18条関係）

研究科名	免許状の種類 専攻名	幼稚園教諭 専修免許状	小学校教諭 専修免許状	中学校教諭 専修免許状	高等学校教諭 専修免許状	特別支援学校教諭 専修免許状
				社会	公民	
人文社会科学 研究科	臨床人間科学専攻			社会	公民	
	比較地域文化専攻			国語、社会、 英語	国語、地理、 歴史、英語	
	経済専攻			社会	公民	
教育学研究科	学校教育研究専攻	○	○	国語、社会、 数学、理科、 音楽、美術、 保健体育、 技術、家庭、 英語	国語、書道、 地理歴史、 公民、数学、 理科、音楽、 美術、保健体育、 工業、情報 家庭、英語	
	教育実践高度化専攻	○	○	国語、社会、 数学、理科、 音楽、美術、 保健体育、 技術、家庭、 英語	国語、書道、 地理歴史、 公民、数学、 理科、音楽、 美術、保健体育、 工業、情報 家庭、英語	○
総合科学技術 研究科	情報学専攻				情報	
	理学専攻			数学、理科	数学、理科	
	工学専攻				工業	
	農学専攻				理科、農業	

附 則

- この規則は平成27年4月1日から施行する。
- 情報学研究科、理学研究科、工学研究科及び農学研究科に在学する者が所要資格を得ることができる教員の免許状の種類及び免許教科は、この規則による改正後の静岡大学大学院規則別表Ⅱの規定にかかわらず、なお従前の例による。

静岡大学大学院総合科学技術研究科規則

(趣旨)

第1条 静岡大学大学院総合科学技術研究科（以下「研究科」という。）に関する事項は、静岡大学大学院規則（以下「大学院規則」という。）又はこれに基づく特別の定めのある場合を除き、この規則の定めるところによる。

(研究科の目的)

第2条 研究科は、イノベーションや社会的技術的課題の解決のために個別的な専門分野を越えて柔軟に対応することができ、ますます進展するグローバル社会化の中で、国際的な場面で活躍できる理工系人材の育成を目的とする。

(専攻)

第3条 研究科は、大学院規則第5条に規定する次の専攻で構成する。

情報学専攻 理学専攻 工学専攻 農学専攻

2 前項に規定する専攻の目的は、次の各号のとおりとする。

- (1) 情報学専攻は、情報科学と情報社会学を融合させた情報学についての幅広く豊かな識見と、専攻分野についての高度な専門知識及び研究能力を基盤として、応用・実践に優れた職業適応力とコミュニケーション能力を備え、望ましい高度情報社会の構築に積極的に貢献しうる人材の育成を目的とする。
- (2) 理学専攻は、高度な科学技術社会の中で、基礎科学に基づいた問題解決能力を有する人材の育成を目指し、社会の多様なニーズに応えるための洞察力、適応力、行動力を養う教育研究を行うことを目的とする。
- (3) 工学専攻は、ものづくりを基盤とした体系的な専門教育を通じて人材を育成することを教育の目的とし、地域社会・産業と連携して、工学及び技術を中心とした研究開発を推進することを研究の目的とする。
- (4) 農学専攻は、東海地域の豊かな環境や資源を背景に、環境・バイオサイエンスを基礎として衣食住を充足するための学理や技術を深化させた教育と研究を行い、地域や国際社会の持続的発展に貢献できる人材の養成を目的とする。

(コース)

第4条 前条第1項に規定する専攻に、次のコースを置く。

情報学専攻 情報学コース

理学専攻 数学コース 物理学コース 化学コース 生物科学コース
地球科学コース

工学専攻 機械工学コース 電気電子工学コース 電子物質科学コース
化学バイオ工学コース 数理システム工学コース

事業開発マネジメントコース
農学専攻 共生バイオサイエンスコース 応用生物化学コース 環境森林科学コース
農業ビジネス起業人育成コース
(研究科長及び副研究科長)

第5条 研究科に、研究科長及び副研究科長を置く。

2 研究科長及び副研究科長の選考及び任期については、別に定める。

(専攻長等)

第6条 第3条第1項に規定する専攻に専攻長を、第4条に規定するコースにコース長を置く。

2 専攻長及びコース長に関する事項は、別に定める。

(授業及び研究指導の担当)

第7条 研究科における教育は、授業科目の授業及び研究指導により行う。

2 授業は、教授、准教授、講師、助教及び特任教員が担当する。

3 研究指導は、研究指導資格を有する教授、准教授、講師及び助教が担当する。

4 研究指導の補助は、教授、准教授、講師及び助教が担当する。

(指導教員)

第8条 研究科における研究指導を行うため、学生ごとに指導教員及び副指導教員を置く。

2 指導教員は、研究指導を担当する教員のうちから、静岡大学大学院総合科学技術研究科教授会（以下「教授会」という。）が定める。

3 副指導教員は、研究指導及び研究指導の補助を担当する教員のうちから、教授会が定める。

(教育方法の特例)

第9条 教授会が特別の必要があると認めるときは、情報学専攻及び工学専攻の学生に対し、夜間その他特定の時間又は時期に授業又は研究指導を行うことができる。

(授業科目及び単位数)

第10条 研究科における授業科目及び単位数は、別表Iのとおりとする。

(履修方法)

第11条 学生は、別表IIに定めるところにより修了に必要な授業科目30単位以上を修得し、かつ、研究指導を受けた上、修士論文の審査又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験を受けなければならない。

2 学生は、履修しようとする授業科目について、所定の期日までに所定の手続に従い登録しなければならない。

(他の専攻における授業科目の履修)

第12条 学生は、指導教員が必要と認めるときは、所属する専攻以外の専攻の授業科目

を履修することができる。

(他の研究科における授業科目の履修)

第13条 学生は、指導教員が必要と認めるときは、研究科長の許可を得て、他の研究科の授業科目を履修することができる。

(他の大学院における授業科目の履修)

第14条 教育上有益と認めるときは、大学院規則の定めるところにより、学生が他の大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、10単位を超えない範囲で、研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定等)

第15条 教育上有益と認めるときは、学生が研究科に入学する前に、研究科、他の研究科又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、研究科に入学した後の研究科の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転入学の場合を除き、研究科において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。

(他の専攻の授業科目の履修等により修得した単位の修了要件の取扱い)

第16条 第12条及び第13条の規定により修得した単位並びに第14条の規定により研究科における授業科目の履修により修得したとみなす単位の課程修了の要件の取扱いについては、別表Ⅱの定めるところによる。

(他の大学院又は研究所等における研究指導)

第17条 学生は、指導教員が必要と認めるときは、研究科長の許可を得て、他の大学院又は研究所等において研究指導を受けることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

(単位修得の認定)

第18条 研究科における授業科目の単位修得の認定は、成績評価に基づき当該授業科目の担当教員が行う。

2 他の大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位及び入学前の既修得単位を研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことの認定は、教授会が行う。

(修士論文又は特定の課題についての研究成果の提出)

第19条 研究科において研究指導を受け、所定の単位を修得した者又は修得見込みの者は、修士論文又は特定の課題についての研究の成果を提出することができる。

2 修士論文又は特定の課題についての研究の成果は、研究科長に提出するものとする。

3 研究科長は、前項の修士論文又は特定の課題についての研究の成果を受理したとき

は、教授会にその審査を付託するものとする。

(修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査)

第 20 条 教授会は、研究科長から修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査を付託されたときは、当該専攻の教授及び准教授並びに関連する科目担当教授及び准教授のうちから 3 人以上の審査委員を選出して、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験を行う。ただし、審査委員には教授 1 人以上を含むものとする。

- 2 前項の審査には、講師又は助教のいずれか 1 人を含めることができる。
- 3 第 1 項の審査に当たって、教授会が必要と認めたときは、前 2 項の規定により選出された審査委員のほか、これらの規定に規定する教員以外の本学の教員及び他の大学院等の教員等を審査委員として加えることができる。
- 4 審査委員は、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験が終了したときは、速やかにその結果を教授会に報告しなければならない。

(課程修了の認定)

第 21 条 課程修了の認定は、研究科に 2 年以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格した者について行う。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を挙げた者については、1 年以上在学すれば足りるものとする。

(学位)

第 22 条 課程を修了した者に対する修士の学位の授与は、静岡大学学位規程の定めるところによる。

(補則)

第 23 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、教授会が定める。

附 則 〈略〉

静岡大学学位規程

昭和 53 年 7 月 19 日

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）第 13 条並びに国立大学法人静岡大学学則（昭和 24 年 12 月 21 日制定）第 39 条第 2 項及び静岡大学大学院規則（昭和 39 年 4 月 27 日制定）第 21 条第 2 項の規定に基づき、静岡大学（以下「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、教職修士（専門職）、博士及び法務博士（専門職）とする。

2 学位を授与するに当たって付記する専攻分野の名称は、別表のとおりとする。

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位の授与は、本学を卒業した者に対し行う。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位の授与は、大学院の修士課程を修了した者に対し行う。

(教職修士（専門職）の学位の授与の要件)

第4条の2 教職修士（専門職）の学位の授与は、大学院の教職大学院の課程を修了した者に対して行う。

(博士の学位授与の要件)

第5条 博士の学位の授与は、大学院の後期 3 年の博士課程（以下「博士課程」という。）を修了した者に対して行う。

2 前項に定めるものほか、博士の学位の授与は、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認（以下「学力の確認」という。）をされた者に対して行うことができる。

(法務博士（専門職）の学位授与の要件)

第5条の2 法務博士（専門職）の学位の授与は、大学院の法科大学院の課程を修了した者に対して行う。

(学位論文の提出)

第6条 提出する学位論文は、1 編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、関係資料を提出させことがある。

(課程による者の提出)

第7条 大学院の課程による者の学位論文は、所属研究科長又は教育部長（以下「研究科長等」という。）に提出するものとする。

2 研究科長等は、前項の学位論文を受理したときは、研究科委員会又は教授会（以下「研

究科委員会等」という。)にその審査を付託するものとする。

(課程を経ない者の学位授与の申請)

第8条 第5条第2項の規定により学位の授与を申請する者は、学位申請書に博士論文、履歴書、論文目録、論文内容要旨及び国立大学法人静岡大学授業料等料金体系規則に基づき定めた額の学位論文審査手数料を添え、申請する学位の専攻分野を指定して学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項の申請を受理したときは、研究科委員会等にその審査を付託するものとする。

(学位論文及び学位論文審査手数料の還付)

第9条 受理した学位論文及び収納した学位論文審査手数料は、いかなる事情があっても還付しない。

(審査委員等)

第10条 研究科委員会等は、第7条第2項及び第8条第2項の規定により学位論文の審査を付託されたときは、当該専攻の教授及び准教授並びに関連する科目担当教授及び准教授のうちから3人以上の審査委員を選出して、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を行う。ただし、審査委員には教授1人以上を含むものとする。

2 前項の審査には、各研究科等の規則により、講師又は助教のうち、いずれか1人を含めることができる。

3 第1項の審査に当って、研究科委員会等が必要と認めたときは、前2項の規定により選出された審査委員のほか、これらの規定に規定する教員以外の本学の教員及び他の大学院等の教員等を審査委員として加えることができる。

4 前3項の規定にかかわらず、教育学研究科共同教科開発学専攻(以下「共同教科開発学専攻」という。)にあっては、第7条第2項及び第8条第2項の規定により学位論文の審査を付託されたときは、当該専攻並びに愛知教育大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻の教授及び准教授のうちから5人以上の審査委員を選出して、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を行う。ただし、審査委員には教授1人以上を含むものとする。

5 前項の審査に当たって、研究委員会等が必要と認めたときは、大学院の他の研究科等又は他の大学院等の教員等の協力を得ることができる。

(審査期間)

第11条 博士論文の審査、博士の学位授与に係る最終試験及び学力の確認は、博士論文又は学位授与の申請を受理した後、1年以内に終了するものとする。ただし、特別の事由があるときは、研究科委員会等の議を経て、その期間を延長することができる。

(最終試験)

第12条 最終試験は、学位論文の審査が終った後、学位論文を中心として関連のある科

目について、口頭又は筆答により行う。

(学力の確認)

第13条 学力の確認は、博士論文に関連のある専攻分野の科目及び外国語について、口頭又は筆答により行う。

(学力の確認の特例)

第14条 大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、学位の授与を申請したときは、当該教育部で定める年限内に限り、学力の確認を免除することがある。

(審査委員の報告)

第15条 審査委員は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認が終了したときは、速やかにその結果を研究科委員会等に報告しなければならない。

(研究科委員会等の議決)

第16条 研究科委員会等は、前条の報告に基づいて学位を授与すべきか否かを審議し、議決する。

2 前項の議決を行うには、教授（外国出張中及び休職中の者を除く。）の3分の2以上が出席し、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(学部長等の報告)

第17条 学部教授会又は法務研究科委員会が所定の教育課程を修了したと認めたときは、学部長又は研究科長は、その氏名等を、文書をもって、学長に報告しなければならない。

(研究科長等の報告)

第18条 研究科委員会等（法務研究科委員会を除く。）が第16条第1項の議決をしたときは、研究科長等は、その氏名、論文審査の要旨及び最終試験の成績又は学力の確認の結果並びに議決の結果を、文書をもって、学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第19条 学長は、前2条の報告に基づいて合否を決定し、合格と決定した者には所定の学位を授与し、学位の授与できない者にはその旨を通知する。

(学位論文の公表)

第20条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、その論文を印刷公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に既に印刷公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科委員会等の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを印刷公表することができる。

3 前2項の規定により論文を公表する場合には、静岡大学において審査を受けた学位論文又は学位論文の要約であることを明記しなければならない。ただし共同教科開発学専

攻における論文にあっては、当該共同教科開発学専攻を構成する大学において審査を受けた学位論文又は学位論文の要約であることを明記しなければならない。

(学位の名称)

第21条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「静岡大学」と付記しなければならない。ただし、共同教科開発学専攻に係る学位については、当該共同教科開発学専攻を構成する大学名を付記しなければならない。

(学位の取消し)

第22条 学位を授与された者が、不正の方法により学位を受けた事実が判明したとき又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学長は、学部教授会又は研究科委員会等の議を経て、授与した学位を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 研究科委員会等が前項の議決を行う場合には、第16条第2項の規定を準用する。

(学位記及び書類の様式)

第23条 学位記及び学位授与申請関係書類は、別記様式のとおりとする。

附 則 〈略〉

別表（第2条関係）

学位	学部・学科、研究科・専攻又は教育部		付記する専攻分野の名称
学士	人文学部	社会学科	社会学
		言語文化学科	文学
		法学科	法学
		経済学科	経済学
	教育学部		教育学
	情報学部		情報学
	理学部		理学
	工学部		工学
	農学部		農学
		人文社会科学研究科	臨床人間科学、文学又は経済学
修士	総合科学技術研究科	教育学研究科	教育学
		情報学専攻	情報学
		理学専攻	理学
		工学専攻	工学
		農学専攻	農学
教職修士（専門職）	教育学研究科		
博士	教育学研究科		教育学
	自然科学系教育部		学術、理学、工学、情報学又は農学
法務博士（専門職）	法務研究科		

関係法令

大学院設置基準（抄）

（大学院の課程）

第2条 大学院における課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程（学校教育法第99条第2項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とする。

2 大学院には、修士課程、博士課程及び専門職学位課程のうち2以上を併せ置き、又はそのいずれかを置くものとする。

（専ら夜間において教育を行う大学院の課程）

第2条の2 大学院には、専ら夜間において教育を行う修士課程、博士課程及び専門職学位課程のうち2以上を併せ置き、又はそのいずれかを置くことができる。

（修士課程）

第3条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うこととする。

2 修士課程の標準修業年限は、2年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、2年を超えるものとすることができます。

3 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができます。

（授業及び研究指導）

第12条 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

（授業科目）

第13条 研究指導は、第9条の規定により置かれる教員が行うものとする。

2 大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

（教育方法の特例）

第14条 大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育を行うことができる。

（成績評価基準等の明示等）

第14条の2 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

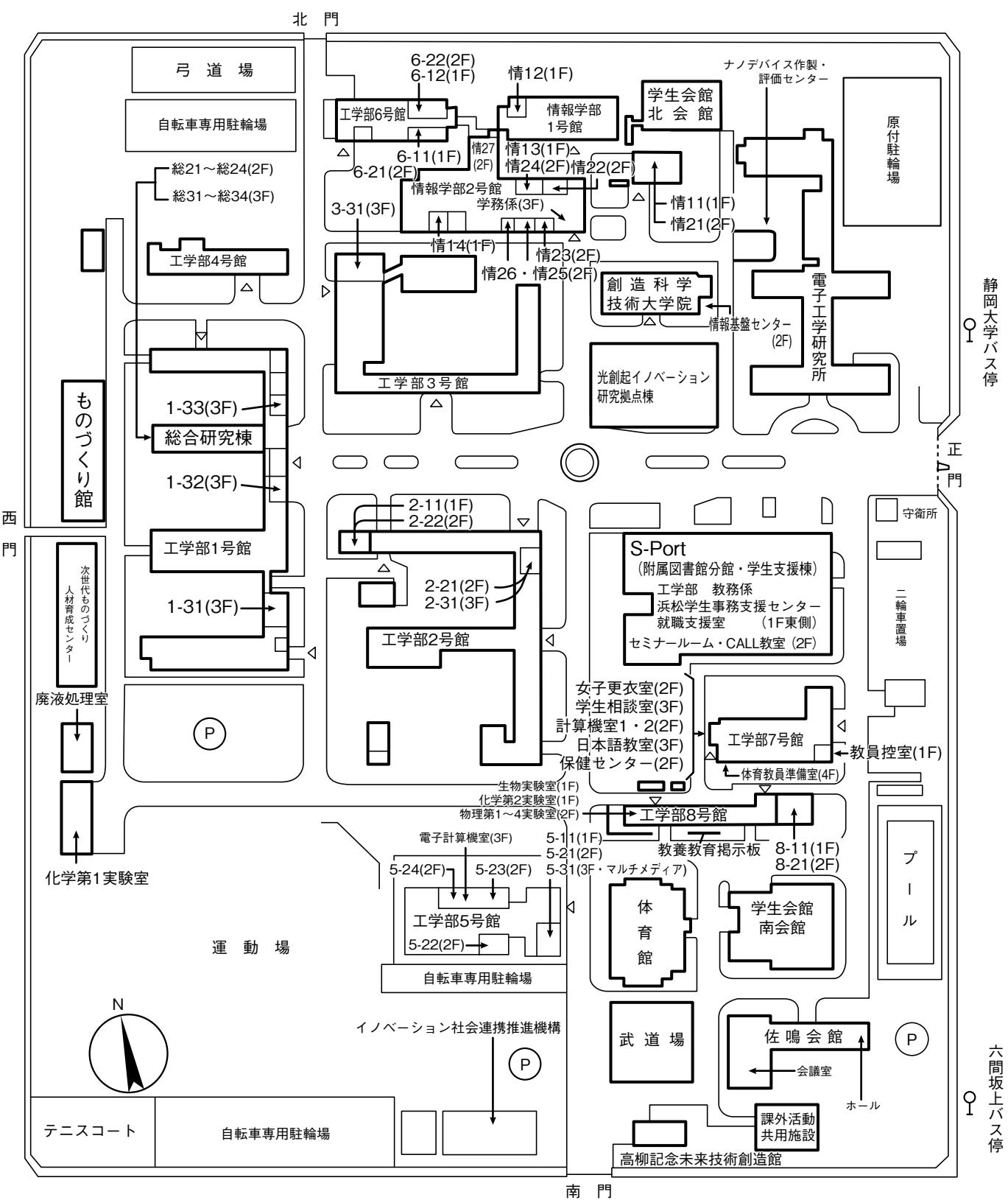
2 大学院は、学習の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客觀性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(修士課程の修了要件)

第16条 修士課程の修了の要件は、大学院に2年（2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限）以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、当該大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

浜松キャンパス建物配置図・教室名

和 地 山 グ ラ ウ ン ド



コース	
学籍番号	
氏名	